

むつ市議会第221回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成26年9月5日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案一括上程、提案理由説明】

第1 議案第56号 財産の取得について

（機器の老朽化及び情報セキュリティの確保のため、小学校教育用コンピュータ及び周辺機器を更新するもの）

第2 議案第57号 財産の取得について

（小学校教育用コンピュータ及び周辺機器の更新に伴い、小学校教育用コンピュータソフトウェアを更新するためのもの）

【一般質問】

第3 一般質問（市政一般に対する質問）

- （1）10番 石田 勝 弘 議員
- （2）9番 東 健 而 議員
- （3）8番 佐 賀 英 生 議員
- （4）2番 横 垣 成 年 議員

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（24人）

2番	横 垣 成 年	3番	工 藤 孝 夫
4番	佐々木 肇	5番	川 下 八 十 美
7番	村 川 壽 司	8番	佐 賀 英 生
9番	東 健 而	10番	石 田 勝 弘
11番	富 岡 幸 夫	12番	齐 藤 孝 昭
13番	濱 田 栄 子	14番	浅 利 竹 二 郎
15番	中 村 正 志	16番	半 田 義 秋
17番	村 中 徹 也	18番	大 瀧 次 男
19番	富 岡 修	20番	佐々木 隆 徳
21番	上 路 徳 昭	22番	鎌 田 ち よ 子
23番	菊 池 光 弘	24番	岡 崎 健 吾
25番	白 井 二 郎	26番	山 本 留 義

欠席議員（1人）

6番 目 時 睦 男

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	新 谷 加 水
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者	遠 藤 雪 夫
代 監 査 委 員	阿 部 昇	選 挙 管 理 会 長	畑 中 政 勝
農 業 委 員 会 長	立 花 順 一	総 務 政 策 長	伊 藤 道 郎
財 務 部 長	石 野 了	民 生 部 長	松 尾 秀 一
保 健 福 祉 部 長	花 山 俊 春	経 済 部 長	浜 田 一 之
建 設 部 長	鏡 谷 晃	建 設 部 設 計 監 督 長	氣 田 憲 彦
下 水 道 部 長	酒 井 嘉 政	川 内 庁 舎 長	松 本 大 志
大 畑 庁 舎 長	畑 中 恒 治	野 所 沢 長	白 尾 芳 春
会 管 総 政 理 出 納 室 長	鹿 内 徹	選 挙 管 理 会 長	館 健 二

教委事学課 員務学 涯	木	村	善	弘	務部課幹 策務 総政総主	中	村	智	郎
務部課幹 策書 総政秘主	松	谷		勇	健部護課幹 祉祉 保福介福主	高	松	英	浩
育会局校課任主 員務育 導主	祐	川	文	規	部業課査 済策主 任主 経産政主	福	山	洋	司
育会局校課事 員務育 導主	石	川	禎	大	育会局校課事 員務育 導主	佐	藤		充
務部課査 策務主 総政総主	栗	橋	恒	平	教委事学教指 導主				

事務局職員出席者

事務局長 総括主幹 主任主査	柳	田		論	次	長	濱	田	賢	一
	佐	藤	孝	悦	主	幹	小	林	睦	子
	村	口	一	也	主	事	山	本		翼

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

本日市長から、今定例会に議案2件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第2 議案一括上程、提案理由説明

○議長（山本留義） 日程第1 議案第56号 財産の取得について及び日程第2 議案第57号 財産の取得についての2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました議案第56号及び議案第57号の財産の取得について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

これら2議案は、市内小学校13校における教育

用コンピュータ及び周辺機器並びに教育用コンピュータソフトウェア等を更新するためのものであります。

以上をもちまして、追加上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案第56号及び議案第57号については、9月11日に質疑及び委員会付託を行いますので、ご了承願います。

◎日程第3 一般質問

○議長（山本留義） 次は、日程第3 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより石田勝弘議員、東健而議員、佐賀英生議員、横垣成年議員、工藤孝夫議員、鎌田ちよ子議員、浅利竹二郎議員、菊池光弘議員、中村正志議員、大瀧次男議員の順となっております。

本日は、石田勝弘議員、東健而議員、佐賀英生議員、横垣成年議員の一般質問を行います。

◎石田勝弘議員

○議長（山本留義） まず、石田勝弘議員の登壇を求めます。10番石田勝弘議員。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） おはようございます。むつ市議会、市誠クラブ所属の石田勝弘であります。むつ市議会第221回定例会に当たり、通算55回目の一般質問を行います。

私はこれまで、市民の市政に対する熱い思いを市長初め理事者の皆様に訴え続けてまいりました。その中では、児童公園の整備や照明の変更など、ただちに意を酌んでいただいたこともございますが、高等教育機関の誘致など、いまだ出口が見えない問題も多くあります。今後とも多くの市民の叱咤激励を糧として精進を重ねてまいり所存でございます。

初めに、8月28日に東京都内で開かれた日本ジオパーク委員会において、貴重な地質や地形が楽しめる日本ジオパークの新規認定地域に下北半島が見送られたとの知らせを受け、ジオパーク構想を推進してきた下北5市町村の関係者の落胆はいかばかりかと思料するものであります。

見送りの理由は、素材は十分だが、地域の認識や理解と保全について準備が整っていないとのこととあります。報道によりますと、宮下市長は、見送りの理由を検証し、協議していくと再挑戦に意欲を示しているとのこととありますので、ぜひ捲土重来を期していただきたいと思っております。

それでは、通告に従って質問を行います。

質問の第1は、市長の政治姿勢についてであります。去る6月29日、前市長の急逝に伴うむつ市長選挙が行われ、投票率が低迷する中、2万1,844票という圧倒的な市民の支持を得て当選されました宮下宗一郎市長に改めてお祝い申し上げます。

長年続いた市の赤字財政も、故宮下順一郎前市長の努力により、ようやく解消されましたが、これからの財政運営を考えると、決して楽観できるものではありません。

市政は市民の暮らしの安定や福祉の充実などのためにあり、何よりも市民本位のものでなければなりません。むつ市の経済、福祉、文化など、各分野がさらに充実、発展していき、むつ市の将来が明るく輝けるものとなるためには市長のこれか

らの努力は並大抵のものではないと思っておりますが、クレバーな宮下市長の手腕に大きな期待を抱くものであります。

私は、為政者は哲学者でなければならないと思っております。自らの哲学をバックボーンとして種々の政策を打ち立て、その実現のために努力し実現させることで、市民に生活の安定、福祉や医療の充実、そして教育、文化の振興を図る必要があります。前市長は、ネクスト50の旗印のもと、まちづくりの主役は市民であるという政治スタンスをとりながら各種政策を遂行してきたものではありますが、自らの手で完結できなかったことはまことに無念であったと思っております。今は、それも新市長に就任された宮下宗一郎氏へバトンタッチされた形となりました。そこで、次の3点についてお伺いいたします。

まず1点目は、当面は前市長の政策を100%踏襲するものと考えていいのか。

2点目は、平成15年から約10年間、日本国の官僚として勤務し、また外務省に出向し、ニューヨークの日本国総領事館に赴任するなど、歴代の市長と異なり政治家の経験を経ずして市長に就任されたわけとありますので、それらの経験を踏まえ、グローバルな感性を生かした政策を打ち出す考えはないか。

3点目は、7月17日のむつ市議会150回臨時会の席上、市長就任挨拶の中で、むつ市経済を活性化させる、具体的にはむつ市の雇用を守り、むつ市で雇用を生み出す、第1次産業を含む地域に根差した企業、産業の育成支援、企業誘致など新規産業の導入を図りたいと述べておりますが、雇用の創出はなかなか容易ではないと思っております。市長には何か特別なお考えがあるのでしょうか。以上についてご所見をお伺いいたします。

質問の第2は、高齢者福祉についてであります。7月15日、22日の2日間、むつ市議会の24人の議

員が参加し、市民を対象にした議会報告会と意見交換会を行ったところ、約80名の市民が市内8会場に駆けつけ、市政に対しての疑問点、問題点などいろんな意見が出されました。この催しは、昨年6月制定のむつ市議会基本条例に基づいて開催されたものであります。政策活動へ市民参加の推進を図り、議会活動に反映させることを目的としたものであります。

意見交換会では、国民健康保険料の値上げや民生委員にかかわる諸問題など多岐にわたる質問や意見が相次ぎましたが、その中でも多かったのは敬老会に関する苦情や質問でありました。敬老会に関しては、6月のむつ市議会第220回定例会で同僚の東議員から詳しく質問がされているところではありますが、意見交換会で市民から多くの意見が出されたことを受け、改めて敬老会を含めた高齢者福祉についてお尋ねいたします。

むつ市議会第220回定例会では、市長職務代理者でありました新谷副市長から敬老会の対象年齢を77歳としたことについてご答弁がありました。その内容は、敬老会への参加率が3割に満たない状況が続き、敬老の意が少数の方々にしか伝えられていない、見守り活動を通じて対象者全員に公平に敬老の精神を伝えられるような新たな敬老事業を立ち上げた後、敬老会の規模を縮小させていくという敬老事業の大きな方向転換を行うというものであります。しかし、高齢者の見守り活動を敬老会と同じ土俵で論ずるのはいかがかと思うところでもあります。

まず、高齢者の見守り活動の充実強化についてであります。高齢者の見守り活動の一助として、生協、宅配業者、郵便局など民間業者と協力、連携のもと、見守り活動の充実強化を図るということは一定の評価をいたしますが、これで十分とは言えないと思います。無論年1回の敬老事業が見守り活動に果たす役割はそれほど期待できるもの

ではないと思います。むしろ最低月1回以上の見守り活動の新しい組織を考えるべきと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

次は、敬老会のあり方についてお伺いします。まず、敬老とは何か。敬老会を行う意義は何か。次に、なぜ敬老会の対象年齢を75歳から77歳にしたのか。単に財政的な問題なのか。最後に、敬老会のあり方を根本的に見直すことも必要ではないかと思うところでもあります。例えば何歳以上ではなく、70歳、75歳、80歳、85歳など節目の方々を対象にするとか、大畑、川内、脇野沢各地域の敬老会の従来の方針に対して補助金を出すやり方とか考えられますが、いかがでございましょうか。ご所見をお伺いいたします。

質問の最後、教育行政についてであります。文部科学省は、ことし4月22日に実施したいわゆる全国学力テストの結果を8月25日に発表いたしました。テストは、昨年度に続いて全員参加方式で行われましたが、これまで低迷していた沖縄県の小学校の全4教科とも大きく改善するなど、下位の自治体も昨年と比べて全国平均との差が縮小傾向で、全体的に学力が向上したということでもあります。青森県では、県内公立小学校305校から約1万3,000人が、中学校164校から約1万1,500人が参加いたしました。小・中学校ともに全ての科目で平均正答率が全国平均を上回ったほか、応用問題での正答率が伸びたようでもあります。前年度との比較では、正答率で全国平均との差を広げるなど、特に応用問題の学力向上が顕著にあらわれたといたします。また、テストと同時に実施したアンケートでは、携帯電話やスマートフォンの使用時間が長いほど成績が低い傾向も明らかになりました。

近年学校の教育現場は、複雑化、多様化しており、個性豊かな児童・生徒を育てるため、十分過ぎるほどきめ細やかな指導を行わなければならな

いと思います。ことし3月のむつ市議会第219回定例会においても、この件について一般質問を行いました。その際の教育長のご答弁は、スクールサポーター及び小中一貫教育学習支援員の配置など人的支援の充実を図っていくとのことでありました。ことしの一般施政方針でも、中学校9ブロックの全てに小中一貫教育学習支援員を配置し、一貫教育のより効果的な推進に努めるとしております。そこで、次の3点についてお伺いいたします。

1、今年度の学力テストでは、むつ市内の小・中学校の結果はどうだったのか。

2、児童・生徒の携帯電話、スマートフォンの所持と使用上の指導はどのように行っているのか。

3、小中一貫教育学習支援員とスクールサポーターの配置人数は昨年よりふえたのか。

以上について、教育委員会委員長のご所見をお伺いいたします。

以上、前向きかつ明瞭なご答弁をご期待申し上げます。壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 石田議員のご質問にお答えいたします。

まず、私の政治姿勢についての1点目、当面は前市長の政策を100%踏襲するのかについてであります。私は政策について、既に実施中の事業については、その基本路線は継承し、完成させ、そのうえでむつ市の経済の活性化や魅力の向上に取り組んでいきたい、このように申し上げておりました。前市長が掲げておりました「希望のまち・むつ市」の実現に向けた「持続可能な財政運営」、「ネクスト50へのさらなる基盤づくりと飛躍」、「市民協働・参画の社会づくり」、この3つの柱の施策につきましても、しっかりと受け継いでま

いりたい、このように考えておるところでございます。ただし、政策というのは常にその時々的情勢に応じて見直されるべきものであり、自分の経験や、それから感性で修正していかなければいけないものであると、このように考えております。

次に、2点目のグローバルな感性を生かした政策を打ち出す考えはないかについてであります。私は政策を決定するうえで、むつ市や日本の国内だけを考える施策、これには限界があると感じております。経済的に見ましても、国内と世界では、その市場の規模には明らかに違いがありまして、各分野において世界の情勢を見据えて立案することが必要であろう、このように考えております。

例えば農産品の販路、こういうことを考えてみますと、むつ市の人口、これは6万1,700人の市場であります。概算であります。日本では1億2,000万人、そして世界では72億人の市場がある。中国だけを見ても13億人の市場があって、これはむつ市の市場ということ考えると、もう2万倍ということになっている。そして、日本国全体では、人口減少していくということでもありますけれども、特に中国を初めとするアジアの諸国は成長を続けているわけでございまして、最終的なターゲット、これをどこに合わせて農林漁業を育成していくか、競争力を高めていかなければいけないか、やはりグローバルな視点が求められるのではないかと、このように考えているところでございます。

シンク・グローバリー・アクト・ローカリー、こういう言葉があります。世界を視野に入れ、そこから地域を考える、そして行動する、このスタンスを基本として政策の企画立案に臨んでまいりたい、このように考えているところでございます。

ご質問の3点目でございます。雇用の創出について、何か特別な考えはあるのかということであ

ります。いわゆるアベノミクス効果による景気の回復基調、新興国の賃金上昇による国内への設備投資の回帰など、経済状況が好転に向かっている、そのような現状にありつつも、翻って当市の経済・雇用情勢は6月の求人倍率が0.66、県内9管内の下位に位置するなど、依然として厳しい状況にあるものと認識しております。

雇用の創出は、市政の重要な課題であり、強い決意を持って取り組まなければならないと考えています。かつての日本のように、いわゆる東京機関車論が通用する時代ではないと思っています。東京の景気がよくなっても日本企業もアジアで、そして世界で水平分業をしているという時代でありまして、その効果というものはただちにはこちらには届かない、そのように認識しています。その中で、我々がそれでは何をすべきか、それはやはりまずは地域に根差した産業を育てていくことが第一歩であると、そのように考えています。

このような観点から、当市の基幹産業の一つである1次産業の活性化を図ることが必要と考えており、農業においては当市の冷涼な気象条件を生かし、競争力が高い農産物として夏秋イチゴ、一球入魂かぼちゃ、アピオス、水産業においては全国有数の生産量を誇るホタテガイ、そしてナマコ、海峽サーモン、タラ、ヒラメなどむつ市自慢の特産品のブランド化や農商工連携による6次産業化の推進、生産者に対する各種支援策や生産基盤の整備などを講じ、足腰の強い魅力ある1次産業に育てながら新たな雇用の創出を目指してまいりたい、このように考えているところでございます。

また、雇用の創出には企業誘致が即効性のあるものとして上げられますが、企業の誘致に当たっては企業が求める人材、工業団地や交通網などの社会基盤が整っていることなどが重要視されると思っています。この点、まずは当地域の特性を生かした企業は何か、このことを念頭に我々が提示

できる条件、土地の問題、賃料の問題などさまざまな課題を整理し、関係部署において改めて検討を加えながら、来年度からの企画として企業誘致に取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

さらには、私の一番の武器は若さと行動力、これにあるというふうに自覚しております。これから大いに人脈を形成し、雇用創出、企業誘致に向け私自身が積極的に汗をかくトップセールスに努めるということも肝要であろうと強く思うところでございます。

雇用の創出は、今のむつ市の多くの子供たち、この未来がかかっている重要な問題であると認識しています。高校生が卒業しても仕事がないからむつ市を離れなければならない、大学生がせっかく大学を卒業しても仕事がないから戻ってこれない、これは本当に憂慮すべき問題であり、今から、この時点からでもしっかりと取り組まなければならないものだというふうに考えているところであります。

雇用の創出、産業振興、企業誘致は、少子高齢化、人口減少対策に最も有効な手段でありまして、むつ市の未来、むつ市の発展の礎となることから、これらの難しい課題を克服するため、知恵を絞りながら適切に対処してまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと、このように考えております。

次に、高齢者福祉についてのご質問の1点目、高齢者見守り活動の充実強化についてであります。ひとり暮らし高齢者世帯等の孤立化については、大きな社会問題となっております。当市では、現在各種見守り事業を展開し、高齢者の見守り支援に取り組んでおります。

現在市で実施している見守り事業としては、高齢者の孤立化防止のため、生きがいデイサービス事業や軽度生活ホームヘルプサービス事業、配食

サービス事業、緊急時の対策として緊急通報体制整備事業、災害時要援護者避難支援制度、地域包括支援センター事業等多種の事業を展開し、ひとり暮らし高齢者の状況把握と生活の変化を見逃さないように努めております。

そのほかにひとり暮らし高齢者に対しては、民生委員の方々によります定期的な訪問活動や老人クラブの活動など公的な事業が多様に実施されているところであります。また、本年4月にコープあおもりとの見守り協定締結を皮切りに、現在防災政策課においては、むつ市内の郵便局と市民の命と安全を守るための情報提供に関する協定の締結を進めております。その中に高齢者等の異常の早期発見に係る情報提供も盛り込み、今後宅配業者等との協定を締結していく予定であります。

さらに、社会福祉協議会に委託している事業で町内会等が活動するほのぼのコミュニティ21推進事業がありますが、この事業は市内863人のほのぼの交流協力員による定期的な訪問や見守り活動、ひとり暮らしの方と触れ合う昼食会を開催し、交流を深める事業であります。

このようにさまざまな見守り事業を行っている状況にありますが、見守り活動に関しては高齢者自身においてもともに助け合うという観点から、日ごろの近所づき合いや老人クラブへの加入など積極的な社会参加を心がけ、よりよい人間関係づくりをして、近くの人同士が助け合うという意味の近助、そして共助が重要ではないかと考えております。したがって、今後は本来的な家族、近隣住民との交流、つき合いを深めていただく一助として見守りネットワーク構築に力を注ぐと同時に、民間事業所との連携など第三者による異常発見時に通報するような最終的なセーフティーネットの体制も整えていきたい、このように考えております。

敬老記念品を見守り訪問して配布する事業と敬

老会の対象年齢についてお話がありましたが、どちらにもむつ市の敬老事業でありますことから、敬老事業の対象者とする年齢条件は同じくするのが原則であると、このように考えております。また、実際民生委員の方々に敬老会の案内を兼ねて見守り訪問をしていただいていることから、対象者は同じくしたほうが混乱を生じないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、敬老会のあり方についてであります。敬老会を行う意義は、言うまでもなく、多年にわたり社会に貢献してきた高齢者の皆様の長寿をお祝いし、市として敬老の意をお伝えすることにあると認識しております。

また、市としては、その敬老の意は対象者全員に平等に伝えられることが原則であろうと考えております。これまでの敬老会は、出席者が3割未満という状況から、対象者全員に敬老の意を伝える事業として今回新たに敬老記念品見守り訪問配布事業を敬老事業の柱として据えたものであります。その敬老事業の対象年齢をこれまでの75歳以上から77歳以上にいたしました。これは平均寿命が延びていることを勘案し、広く敬老のお祝いをする喜寿に合わせたほうが、より心のこもったお祝いになると考えて見直したものであります。単に経費削減のためということではございません。これによっても、約7,600人が対象となり、市民8人に1人が敬老事業の対象者という状況にあります。

さらに、市では、100歳の節目の方に顕彰状とお祝金を差し上げる敬老事業も実施しております。今年度は既に4名の方にお届けしたところでありますので、議員ご提案の敬老会の対象者を70歳、75歳、80歳など節目の方を対象にしてはどうかということについては、今後の検討課題とさせていただきます。と存じます。

いずれにいたしましても、敬老会の開催方法に

つきましては、今年度の開催状況を踏まえ、各地区で開催していた従来の方法に補助金を出すという議員のご提案も含めまして、高齢者への福祉の充実という観点から、来年度以降の方向性を決めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、教育行政につきましては、教育委員会から答弁があります。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 石田議員の教育行政についてのご質問の1点目、学力テストにおけるむつ市内の小・中学生の成績についてお答えします。

文部科学省は、今年度4月22日に実施されました全国の小学校6年生、中学校3年生を対象とした全国学力・学習状況調査の結果を公表しました。調査内容は、小・中学校とも国語、算数、数学の各教科の知識に関する基礎基本問うA問題、知識を活用し、思考力、表現力を問うB問題、さらに児童・生徒の生活、学習環境に関するアンケート調査から構成されております。

今年度も昨年度同様に全国の児童・生徒の全員参加方式で実施され、むつ市内小・中学校22校の小学校6年生535名と中学校3年生534名が対象となっております。

平均正答率の比較についてですが、小学校6年生の国語の正答率は国語Aが79.4、国語Bが60.2で、いずれも全国と比較し、国語Aで6.5ポイント、国語Bで4.7ポイント上回る結果となりました。

算数については、算数Aが81.1、算数Bが58.9で、A問題で全国と比較し3.0ポイント、B問題で0.7ポイント全国を上回る結果となりました。

青森県の小学校国語、算数の正答率は、全国47都道府県の中でも4位及び6位と上位の位置にあ

り、むつ市は国語Bと算数Bでは県の正答率より0.3ポイント及び1.9ポイント下回るものの、国語Aについては2.8ポイント上回っており、全国1位の秋田県より2ポイント上回る結果となりました。

次に、中学校3年生ですが、国語Aでは82.3、国語Bでは51.1という結果で、国語Aに関しては県を1.3ポイント、全国を2.9ポイント上回っております。

数学については、数学Aは67.8、数学Bは56.3という結果で、数学Aでは全国より0.4ポイント上回り、県より1.5ポイント下回っております。数学Bは、県、全国より4.4及び3.5ポイント下回る結果となりました。

このように小学校では全教科とも全国の正答率を上回り、昨年同様、知識に関する問題及び活用に関する問題ともに安定した学力の定着を見ることができました。さらに、中学校では、国語Aを除いた3科目において、昨年度は県及び全国の正答率から大きく引き離されていたものが、今年度は数学B以外の3科目で全国を超えており、数学Bにおいても県及び全国の正答率を下回るものの、昨年度よりも改善しております。

次に、むつ市の小・中学生の生活習慣や学習習慣等のアンケート調査の結果についてご説明申し上げます。質問項目は、児童・生徒の起床、就寝、食事、生活リズム、趣味などの基本的な生活習慣にかかわる項目、家庭での学習時間、予習、復習の有無など学習環境にかかわる項目から構成されております。特に小学校では、土曜、日曜に1日2時間以上学習したり、家で計画を立てて勉強することや読書が好きなど、全国平均を超える項目もありますが、テレビの視聴やテレビゲームをする時間が県や全国よりも高い傾向にあります。

中学校3年生では、家庭で計画を立てて勉強し

たり家で授業の復習をすることについては全国を10ポイント及び20ポイント上回りますが、感想文や説明文を書くことや数学に苦手意識を感じている生徒が若干多い傾向にあることがわかります。

今回の学力テストで好成績をおさめることができた要因として、むつ市の児童・生徒の学習に向かう意欲や姿勢が高まり、家庭学習が習慣化されてきていること、個に応じた指導の充実、教師の指導方法の改善などのきめ細かな学習活動が展開されてきていること、教育プランに基づいた小中一貫教育学習支援員やスクールサポーターの人的支援、弘前大学との連携による授業づくり講座、また一昨年度より作成しております活用問題集の積極的活用等が成果を上げているものと分析しております。

教育委員会といたしましては、今後とも小・中学校が連携した小中一貫教育を通して児童・生徒のさらなる成長を目指し、教育活動の充実に努めてまいります。

なお、今回の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、ホームページや10月発行予定のむつ市政だよりに掲載し、むつ市、青森県及び全国の平均正答率を公表する予定でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、児童・生徒の携帯電話やスマートフォンの所持と使用上の指導をどのように行っているかについてお答えします。教育委員会では、2年に1度、むつ市内小学校5年生、6年生の児童と中学校全学年の生徒を対象に携帯電話に関するアンケート調査を実施し、実態把握に努めるとともに、その後の指導に生かしております。昨年7月の調査では、小学校5年生、6年生においては1,067人中、全体の21.9%に当たる234人が、中学生においては1,704人中、全体の30.6%に当たる521人が携帯電話またはスマートフォンを所持しておりました。平成23年度の調査

と比較いたしますと、所持率は小・中学生とも2倍以上の増加となっております。このような現状を踏まえて、各学校の先生方や保護者等に対し、次の4点について指導をお願いし、現在取り組んでいただいております。

1点目は、小・中学校においては、携帯電話は教育活動に直接必要のないものであることから、学校及び教育活動が行われている場所への持ち込みを原則禁止とすること。ただし、やむを得ない事情から携帯電話の持ち込みが必要であると校長が判断した場合は、携帯電話の使用を制限したり、一時的に預かるなどして学校での教育活動に支障がないよう配慮していただいております。

2点目は、携帯電話の持ち込みの禁止や使用の制限だけでは児童・生徒をインターネット上の違法や有害情報から守ることはできないことから、他人への影響を考えて行動することや、有害情報への対応などの情報モラルについて確実に指導すること、3点目は、児童・生徒が携帯電話や掲示板等によって被害者にも加害者にもならないよう情報モラル教育の充実とともにネット上のいじめを含むいじめ防止のための取り組みのさらなる徹底を図ること、4点目は、保護者及び地域社会に対し、携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策について情報モラル教室を開催し、啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進に努めていただいております。

議員ご指摘のとおり、平成26年度全国学力・学習状況調査の児童・生徒の学習生活習慣と学力との関係を見ますと、携帯電話やスマートフォン等を使用する時間が短いほど、国語、算数、数学の平均正答率は高い結果となっております。家庭での余暇の時間の使い方や計画的な学習時間の確保について、各家庭に協力を仰ぐ必要があると考えております。

教育委員会といたしましては、今後も各学校と連携して保護者との意見交換等を進めながら、情報モラル教育の充実を図り、携帯電話の正しい使い方やトラブルの防止に努めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、小中一貫教育学習支援員とスクールサポーターの配置人数は昨年よりふえたのかについてお答えいたします。小中一貫教育学習支援員配置事業は、小中一貫教育を実施する中での小・中学校相互の継続的、計画的な乗り入れ授業の支援、小学校高学年において中学校と同じように教科の専門性を生かした授業を行う一部教科担任制の実施、そして習熟度別学習や複数の教員が協力しながら指導するチームティーチングや少人数指導等のきめ細かな指導の充実を図るため、教員免許所持者を採用し、各中学校ブロックに配置するものであります。平成24年度に6名を配置しスタートしましたが、昨年度から市内全9ブロックに各ブロック1名、あるいは2名を配置するため計10名に増員しており、今年度も10名の配置を継続しております。

次に、スクールサポーター配置事業ですが、特別支援教育の充実を図る目的で特別支援学級及び通常学級で個別の支援を必要とする児童・生徒の授業等における学習指導の支援、校外行事等における安全確保の支援、校内における生活指導の支援等を行うため各学校の要望に応じて実施しているものであります。この事業は、平成17年度に県の事業として導入され、8名の配置でスタートしましたが、平成19年度からは市単独の事業となり、16名配置、その後平成22年度からは20名配置、昨年平成25年度には26名配置と年々増員を図ってまいりました。今年度も市内小・中学校22校中14校に26名を配置するとともに、スクールサポーターの専門性の向上を図るため、年2回の研修を実施し、支援内容の充実にも努めております。

現在このような事業を通して小中一貫教育の充実が図られるとともに、特別な教育的配慮を要する児童・生徒へのきめ細かな支援が可能となり、一人一人の教育的ニーズに応じた教育活動が各学校で展開されております。しかしながら、学校側からは小中一貫教育学習支援員やスクールサポーターを増員してほしいとの要望は年々増加してきており、教育委員会としてもこの要望を最優先に実現できるよう努力しているところではございますが、本市においては教員免許の所持者や資格、経験を有する職務に適した人材を確保することが大変難しくなっているという課題も抱えております。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、今後も全ての児童・生徒が確かな学力を身につけ、自らの持てる力を高めて自立や社会参加ができるよう職務に適した人材確保に努め、さらなる資質の向上を図るための研修等を行いながら、小中一貫教育学習支援員やスクールサポーターなどの人的支援の充実を検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 若干再質問させていただきます。

市長の政治姿勢についてでございますが、当面は着手した事業は100%完結するまでやるというのは当然のことでありまして、グローバルな感性を生かした政策ということに関しては、世界を見詰めた政策を打ち出す、そのためには農産品あるいは農林漁業を育成して、その製品を世界に売り出すのだという、今そういうのは全国いろんなところでやられています。テレビを見ますと、日本食が世界に非常に広がっておりまして、すしとかそういうのも実際日本から持ち込んでやっているというのもこの間ニュースで見ました。下北半島では、以前からナマコの輸出も盛んであります。

そのほか、例えばこういうものがあるのではないかと、こういうものをこうして売ったらいいのではないかというアイデアとか、まだこれからのことですが、何かございましたら、市長のお考えがありましたらお知らせください。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

ご質問の内容がグローバルな感性をどう生かしていくのかということでありました。それで私が答えたのは、どんな場面、どんな政策であっても、これはやっぱり世界の情勢を見きわめてやらなければいけないというふうに答えさせていただきました。

それで、個別の農産品をどのようにして売っていくかということですが、最終的なゴールが、やはりどこの市場を捉えてやっていくかということはあると思いますけれども、まずそれぞれの今の現状をしっかり把握したうえで、まずは地産地消というところから始めて、それをしっかりと育成して、外に出してもおかしくない、外に出しても恥ずかしくない、外に出してしっかりと売っていくというふうな育て方をしたうえで、その次は日本の東京なり仙台なりというところで売っていく。それでもまたさらに売れる、供給量もしっかり確保できるということになれば、では次はいよいよ世界だということになろうかと思えます。そういった意味では、現時点でどの農産品をどういうふうに世界に売り出していくかというところまでは申し上げられないというふうに思います。今後の課題、それから私のそういう見方としてそういうふうな世界情勢を見ながらやっていきたいということを申し述べさせていただきました。

以上です。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 7年前の平成19年8月のむつ

市議会第193回定例会で、当時新市長に就任した宮下順一郎氏は、自らの政治姿勢について次のように述べております。「まちづくりの主役は市民であるという政治スタンスをとりながら、多くの市民の声を市政に反映できるような仕組みを形成しつつ、法令を遵守し、公平な行政運営を推進していく」とっております。ここで注目されるのは、法令を遵守するという、わざわざそれを強調していることです。最近新聞報道でご承知のとおり、岐阜県美濃加茂市長、現在最年少の市長ですが、汚職事件で起訴されて、9月中に裁判が始まるようではありますが、この件に関して宮下市長の感想があればお伺いしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 法令を遵守するというのは、これは行政運営の基本でありまして、私自身もこれまで国家公務員でありましたことから、本当に体に染みついているものでございます。当然ながら、今立場変わって市長ということになりましたけれども、今後もこの遵法精神にのっとり適切な行政運営を行っていきたく、そのように考えております。

また、美濃加茂市長の件なのですけれども、こちらは他市のことでもありますし、これから裁判ということですので、私からコメントをする権利はないかなというふうに思っております。その件についてはご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 何分から始まったか、ちょっとわかりませんので……

○議長（山本留義） 5分。

○10番（石田勝弘） あと5分ですか。

○議長（山本留義） いいえ、5分からですから。

○10番（石田勝弘） 5分からです。はい、わか

りました。

それでは、次は高齢者福祉について若干お尋ねしたいと思います。ちょっと私の意見と違うようなお答えもありました。敬老会のあり方と今の見守り活動というのが同じでなければならないような議論がありましたが、それはちょっと納得はできないということですが、まず77歳にしたという、平均寿命は、今男性が76.7歳、女性は84.8歳、女性の場合はいいわけです。ところが、男性の場合は76.7歳ですから、将来敬老会ではなくて、おばあちゃんを励ます会みたいになりはしないか。やはり確かに男性のほうが寿命が短い、けれども、やはりそれだけハードな仕事をしてきて、一生懸命社会に貢献してきたわけだから、そういう意味ではどうも77歳に延ばしたということ自体がちょっと納得できない、そういう声がいっぱいあったわけです。それに関して、私が壇上で述べたように、お金はかけなくても敬老精神を伝えるという意味では、もう十分に70歳からお年寄りであっていいわけです。ですから、70歳になったら何か、その年の方だけそういう事業をするのだと、こういうことがあってもいいと私は思っているわけです。これについては、これから検討するというお答えもあったわけですが、つけ加えて何かお答えができればお願いしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 我々といたしましては、まず敬老というのは、この敬老事業というのは長寿のお祝いであろうということがまず第1点目であるのだと思っています。そういった観点から、社会通念上、長寿のお祝いをこの日本社会でいつやるかという、まずは喜寿というものが、もちろん還暦というものがあると思いますけれども、その後には喜寿というものがあるのだと思っています。その中で、今平均年齢をまさに考えますと、男性で言うと76歳強となっております、これを

ちょうどしっかりと過ごして77歳になられたということは、まさにそういった平均年齢の観点からも、また今の社会通念からもお祝いするにふさわしい年でないかというふうに考えるわけでございます。さらに言えば、我々としても敬老、お年寄りの方々をお祝いするという気持ちは常に持っております。お年寄りの皆様に寄り添った行政を常にやりたいという気持ちはあるわけでございますけれども、なかなかやはり財政的な問題、それから人的資源といいますか、そういう問題がございますので、そことのバランスを考えながら、77歳ということで今回決めさせていただきました。

この敬老事業については、これ今回また新しくこういう制度をさせていただいたということでございますので、この制度の運用、それからさまざまな方々のご意見をお伺いしながら、これからも適宜見直しをしていくということだと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） わかりました。ひとつご検討をお願いしたいと思います。

それでは、最後に教育問題について再質問いたします。学習支援員並びにスクールサポーターは平成25年度10名、そしてことしも10名、スクールサポーターは26名、そしてことしも26名。ただ、スクールサポーターは増員していただきたいという学校側の要求もあるようでございます。これには財政的に大変難しいということで、私むつ市議会第219回定例会の席上、まだご健在だった前市長に対して、何とかその辺の配慮を、財政的な配慮をしていただくようにしてもらえないかという話は直接しませんけれども、間接的にしたような気がいたします。そういうことで、どうでしょうか、これ教育委員会の問題なのですけれども、市長の存念がありましたらお聞きしたいと思います。

す。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

実は、先日私川内の小・中学校を視察しまして、全学年の授業参観と6年生との給食懇談、さらに教職員の方々と教育に関する意見交換をさせていただいたところであります。そのときに担任の先生のほかにスクールサポーターの方が配置されておりまして、個々の子供の学習支援に当たり、非常に落ちついた雰囲気の中でしっかりと子供の学習意欲を感じることができました。私さらに言いますれば、このスクールサポーターというのは、子供の学力向上、その底上げに非常に有意義なものであるというふうに肌で感じたところでございます。私といたしましても、教育の充実というのは、これは最優先課題の一つであるというふうに考えておりますので、できる限りの人的支援を行っていきたいというふうに考えています。

しかしながら、議員もご指摘のとおり、財政の問題がございますので、できる限りということですが、ぜひともこのスクールサポーターの問題については教育委員会とともに前向きに考えていききたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 前向きに考えていただけるということですので、最大限に感じ取って、これから教育長にエールを送りたいと思います。

それでは、教育長にもう一点質問したいと思えます。先ほど学習支援員並びにスクールサポーターについて人材確保が難しい、教員免許所持者を採用しているというお話でございました。なかなかいないのだよと、この間のヒアリングのときでも聞きましたけれども、例えばどうなのでしょう、教員を退職した方々という方もお願いできればいいのではないかなと私は思うのですが、その

辺について教育長の見解をお願いします。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） ただいまの質問は、スクールサポーターについて教員退職者ということでしょうか。

（「はい」の声あり）

○教育長（遠島 進） 教員退職者がスクールサポーターをやっていただけというのは、もう一番の望みでございます。退職した方々にそのような話もしたことがありますけれども、退職して少しゆっくりしたいのだということで、なかなか引き受けていただけない例が多かったということで、しかしながら多くの中にはそのような気持ちを持っている方がいるとすれば、もう少し働きかけていく必要もあるのかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） これで私の質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、石田勝弘議員の質問を終わります。

ここで、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎東 健而議員

○議長（山本留義） 次は、東健而議員の登壇を求めます。9番東健而議員。

（9番 東 健而議員登壇）

○9番（東 健而） 改めまして、おはようございます。9番、市誠クラブの東であります。

きょう、車で走ってまいりましたら、道路脇の

ススキの穂が垂れ下がってきているのが見えました。稲の穂も、ことしの悪天候に左右されなかったのか、思ったより早く黄金色に色づいてきました。しかし、まだ蒸し暑さの残る残暑の気候を感じます。ことしの天候は、まだまだ予断を許しません。各地に大変な人的災害をもたらしました。本市では、災害が迂回しているような感じがしますが、油断は禁物です。

さて、今回は本市の懸案事項について、3項目についてお聞きいたしますが、市長並びに理事者側には前向きかつ明快なご答弁を期待し、一般質問を行います。

まず1項目めの蠣崎城の発掘調査と広域観光についてであります。この問題は、前市長とも2回にわたり議論させていただきましたが、赤字解消と財源不足のためか、快い返事が返ってきませんでした。最近のむつ市議会第218回定例会でも、この蠣崎城の発掘調査の必要性について質問しています。本来この問題は、合併時の申し送り事項の中の一つとして、調査の継続を求めてきたものでした。私が継続的な事項として求めてきた他のもののほとんどができていのに、蠣崎城の発掘調査だけがなぜ中断しているのか、前段の理由だけとは思えません。そこで私は、これでもう質問をやめようとまで考え、前市長にそれを伝えたこともありました。でも、今回新市長になりましたので、改めて質問させていただきます。

発掘調査は、蠣崎城の場所の特定ができ、予算もそんなにかからないところまで来ています。早急に調査を続行していただきたい。新市長はまだ若いので、どの程度のご認識をお持ちかわかりませんが、領事までやった方ですので、博識、聡明な市長ですから、相当勉強していると思います。

さて、新市長は、私との対面はこれが初めてであります。改めて歴史と広域観光に対する市長のご見解をお伺いいたします。

まず1点目ですが、蠣崎城の発掘調査の続行についてであります。調査が滞っています。9年も進展がありません。長引けば長引くほど付近の樹木が大きくなり、調査に支障を来します。また、調査そのものも色あせて忘れられていきます。新市長になりましたので、まず優先課題として発掘調査を早急に続行するべきと思いますが、いかがでしょうか。市長の歴史の関心度に期待したいと思いますが、発掘調査続行の要望に対して予算化していただけるかどうかお伺いいたします。

2点目、市長は蠣崎城のことを知っているかということではありますが、市長は若いので、まだ郷土の歴史には疎いのではないのでしょうか。会津斗南藩の歴史は、去年、ことし、会津若松市の中学生や議員の方々に本市に来ていただきましたので、戊辰戦争と会津藩の滅藩、そして斗南藩の成立、その過程での藩士たちの境遇などおわかりになったと思いますが、蠣崎城の歴史は今から557年前の歴史であります。まず、どの程度ご理解いただいているか教えていただきたいと思います。

3点目、発掘調査の今までの成果についてであります。蠣崎城の発掘調査については、元教育長と、教育部長をしていた宮下孝信氏のご尽力があったことでしたが、元宮下教育部長には、国会図書館から蠣崎の御殿山付近の航空写真を取り寄せていただきました。これをもとに調査がどんどん進んでいきました。今でも深く感謝しています。

このことがあって、平成16年から本格的な調査が始まり、木の葉が落ち、11月の今にもあられが降りそうな寒い時期に、七戸町の小山彦逸先生と町職員の3人で山歩きをしたことがありました。そして、次の年の平成17年の秋遅く、ようやく発掘調査をやることになり、9個のトレンチを決め、夕方の最終段階で柱穴跡を見つけました。歴史的には、この当時、敗戦になった城はほとんどが破却されていますので、もしかしたら城跡は跡形も

なくなっているのではないかと思いましたが、黒土の詰まった穴が発見され、感無量だったことを覚えています。このとき撮った写真や錦帯城と言われた蠣崎城を含めた山城の外観図を教育委員会では保管していると思います。相当の成果がありました。市長は、これをご存じでしょうか。

9年がたち、記憶がだんだん薄れて担当者もかわり、旧川内町で最重要課題として取り組んできましたが、合併後、申し送り事項として新市に受け継がれました。それが9年前から途切れ、なぜか忘れられたかのようになっています。まことに残念であります。教育委員会には、このほかにも一昨年完成した「東北太平記」、「北部御陣日記」というものですが、この解説書など相当な資料が蓄積されています。私が発掘調査になぜ執拗にこだわるのか、重要性を共有していただくために、機会があったら新市長にはぜひ一度これらの資料を見ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

4点目、蠣崎城の学術的意義と歴史的価値観についてであります。平成17年11月までは、まだ雲の上の歴史だと思われておりました。しかし、蠣崎城が存在したのは、発見された柱穴跡から真実であると考えています。

また、中世のころに中央から遠いこの下北半島に、なぜ多くの城が存在したのか。「東北太平記」と別の解釈もありますが、私はこの解明を進めていけば、中世の半島の状況がわかると考えました。いまだに本市の中世史は空白のままです。この空白を少しでも埋めるために発掘調査は重要だと思いますが、市長並びに教育長は蠣崎城の学術的意義と歴史的価値についてどのように考えるか伺います。

5点目、蠣崎城の観光スポット化についてであります。会津藩、斗南藩の歴史とともに、蠣崎城は本市の宝だと思えます。この中身を書いている

のが南部氏の軍師をしていた福士右馬丞長高の子孫で福士長俊というのが定説となっていますが、この本の中には南朝の天皇の子孫が2人もこの下北半島に來ています。新市長は、このことをご存じでしょうか。元服した親王は、天皇として城ヶ沢にあった順法寺城で政務をとりました。蠣崎氏5代目の武田信広は、2回目に流れてきた後村上天皇の末の宮で宗尹と会い、南朝の復興を大義名分とし、京へ向かうつもりでした。南部氏の家臣でありながら、南部氏に相談しないため政経は、南部政経ですが、上下の身分もわきまえない信広の行動を怒ります。しかし、信広は兵を増強し、馬や牛を集め、外国軍に援軍を頼み軍備を進めていきます。これが蠣崎戦争の原因になりますが、「東北太平記」の解説書を見れば、これがわかります。

現在本市の観光マップを見ても、蠣崎城の場所が書いてありません。さほど重要性がないと思っているのでしょうか。しかし、発掘し、概要がわかり、歴史の裏づけを前面に出せば、必ず訪れる人があらわれると思います。将来この場所を整備し、観光スポットとして利用するべきと思いますが、いかがでしょうか。JRでは、来年の春からデスティネーションキャンペーン、誘客、送客宣伝を張るとのコメントを発表しました。この観光スポット化について、新市長並びに教育長のお考えをお聞きいたします。

6点目、観光客向けの宣伝についてであります。繰り返しますが、故田中誠一先生が「東北太平記」を訳しています。それを中村光雄さんが整理いたしました。立派な解説書ができています。歴史を整理し、あらすじなどを書いた観光客向けの小冊子などをつくり、配布し、観光客に蠣崎城の概要をアピールする必要があります。さらに、ストラップや食材なども利用し、キャンペーンに便乗した構想を練り宣伝するべきときが来ていると思

ますが、これにはまず発掘調査であります。城の規模、向き、形などの概要がわからなければ先に進みません。観光スポットの少ない本市の目玉になるのではないかと考えますが、市長はこの取り組みについてどのように考えるでしょうか。

7点目、児童・生徒に郷土史を理解する対策ということであります。会津若松市との交流で、ことし中学生が戊辰戦争時の会津の現実を語っていました。生徒たちは寸劇で、児童・生徒が郷土史を学ぶ時間も必要と訴えていましたが、本市でも児童・生徒が郷土史を学ぶ対策が必要と思います。このことは、過去にも取り上げました。新市長は、このことについてどのように考えるかお伺いいたします。

8点目、間近に迫る北海道新幹線開業への対応はということでございます。私はむつ市議会第219回定例会で、亡き前市長に北海道新幹線と広域観光について質問しましたが、そこでこの同様な質問をしています。このときには、市長はアメリカにいました。新市長になりましたので、改めて開業に対する意気込みをお伺いいたします。

9点目、松前町との相互交流についてであります。松前城は、戊辰戦争では幕府軍に協力しなかったため、榎本武揚率いる幕府軍に攻められ、燃えてなくなりましたが、蠣崎戦争のときには、蠣崎城主武田信広、通称蔵人信純という方ですが、蝦夷船で逃亡した先であります。蠣崎城の発掘調査を急ぎ、松前町との歴史を共有し、相互交流を考える時期だと思いますが、市長はどのように考えるでしょうか。

次に、2項目め、危険防止対策についてお伺いいたします。まず1点目、道路を覆う樹木の危険防止対策についてであります。国道や市道を車で走っていると、どんどん樹木が成長し、覆いかぶさっている場所が散見されるようになっていま

す。夏場は日光を遮り日陰になり、大分涼しく感じますが、台風や冬場の大雪による伐木で車に被害が及ぶ危険が指摘されるようになっていきます。特に冬場は、樹木に氷の塊が付着します。それが車に落ちてくると大変危険です。対策について伺います。

2点目、耕作放棄地対策についてであります。耕作放棄地が民家の近くまで広がっています。川内地区では、山からおりてきた熊が突然民家の裏から入ってきて食べ物をあさっている姿が目撃され、犬にほえられ逃げ去ったという話を住民から伺っており、人身事故に発展する危険があります。学校付近のヨシや樹木を伐採する必要がありますが、何か対策を考えているのか伺います。

3点目、猿やカモシカ、熊の道路横断対策についてであります。同じく川内地区では、毎日のように熊騒ぎが続いています。森林が広がり、道路脇の木々まで大木に成長しています。これからこの問題が頻繁に議論されると思いますが、川内地区の道路の多くが熊の通り道になっているからであります。ことしの7月に地区の郵便局の職員が、国道の急カーブで熊をはね飛ばしたことも報告されています。また、近くの畑に植えているものの食害が後を絶ちません。猿は2,000頭を超えているという報告もありましたが、熊も相当ふえているのではないかと思います。野生の動物は人間と共生できません。この対策はどうなっているのか伺います。

4点目、通年の通学路の危険防止対策は万全かということであります。最近、安全安心が確保されていた通学路にも、熊やカモシカが目撃されるようになってきました。動物たちは行動に規制がなく、突然どこからでもあらわれるので始末が悪く、油断しては子供が熊に襲われる心配があります。特に夕方から夜が危険です。なるべく1人で登下校させないような取り組みも考えてい

ただきたいが、子供たちの危険防止対策を考えているかということであります。

5点目、大雨、台風、大雪の災害対策についてお尋ねいたします。自然災害の対策についてであります。ことしの天候は各地に今までに経験したことのないような大型台風や大雨をもたらしました。各地で土砂崩れや民家の倒壊が相次ぎ、多くの人たちが亡くなり、甚大な災害に発展しています。本市は、思ったほどそんなに大きな被害がありませんでしたが、本市では過去に猛烈な大雪が降り、車を乗り捨てて帰宅した人たちがいました。これから冬場にかけて何が起こるかわかりません。今までのさまざまな教訓を生かしていただきたい。大雨や台風、大雪災害に迅速に対応する体制と備えについて、本市の災害対策は万全かどうか伺います。

6点目、ハザードマップの中身の周知徹底についてであります。ハザードマップが各戸に配布されましたが、各地区の危険箇所が描かれ、大変よくできています。しかし、市民の中には内容をよく理解していない人たちがたくさんおります。危険を想定した避難先の周知徹底と危険予知、点検はどのようになっているか伺います。また、ハザードマップ配布で安心していないか、老人や子供など弱者対策はどのようになっているかお伺いいたします。

次に、3項目めであります。流雪溝の問題点について伺います。1点目、土砂の堆積問題についてであります。流雪溝の中に海水と一緒にくみ上げられた砂や石が大量に沈殿しています。これが堆積し、かたくなり、側溝を狭め、水の流れを難しくする心配があります。これをこのままにしているものかどうか、対策について伺います。

2点目、貝藻が吸い上げられ、悪臭が発生している対策についてお伺いいたします。流雪溝を使用しなくなり、長時間そのままにしておくと、吸

い上げられた貝藻が腐り、悪臭が発生している場所があります。年月がかさむとだんだん側溝内に貝藻が付着し腐り、悪臭が発生する原因になります。何か対策を考えているかどうかお伺いいたします。

3点目、条例制定について伺います。流雪溝のふたの開け閉めは、使う人の管理に委ねられています。夏場は全く使われません。前段で申し上げたとおり、不純物がたまります。どうすればいいか、管理をどうするか、そろそろ条例制定が必要となってきたと思います。対応をお聞かせください。

4点目、取水の許可について、県の許可を得ているのかということであります。川内地区の流雪溝は、多くが海から海水を取水しています。これは、県の許可を受けているのでしょうか。

5点目、夏場の側溝の清掃についてであります。私の町内では、お盆が来る前に、いつも側溝のふたをあけ、泥上げをし、ボウフラ、蚊やハエなどの予防のための殺虫剤をまきます。流雪溝ができた町内では、夏場になって清掃したくてもふたが重くなって泥上げできなくなっています。新しいときは問題がありませんが、次第に側溝内にコケや汚れたものが付着し、衛生上芳しくない現象が見られるようになってきました。夏場にも定期的に水を流し、清掃するべきですが、計画があるかどうかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 東議員のご質問にお答えいたします。

まず、蠣崎城の発掘調査と広域観光についてのご質問の1点目、蠣崎城発掘調査の続行について、2点目の市長は蠣崎城のことを知っているか、3点目の発掘調査の今までの成果については、関連

がございますので、あわせてお答えさせていただきます。

当市の豊かな自然環境の中で長い間育まれてきた郷土の歴史や文化を知る、このことは重要なことであり、先人から引き継がれてきたこれらの歴史や文化を将来へ継承することは私たちの使命であると考えております。また、地域の歴史や文化を知ることにより、郷土の魅力や価値を再発見し、郷土愛を育みながら、豊かなまちづくりにつなげていくことは教育や観光の資源としてさまざまな事業に結びつくことにもなり、当然重要であると認識しております。しかしながら、ご質問の蠣崎城発掘調査の予算化の要望についてであります。文化財保護行政全体の中で判断していくこととなりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、蠣崎城のことを知っているかのご質問でございますが、名前、これは承知しておりました。一方、その由来等の詳細につきましては、議員からいただいた資料を拝見させていただき、その状況を確認したというところがございます。また、これまでの資料等によりまして、蠣崎城の発掘調査が平成16年度、平成17年度に行われ、蠣崎城にかかわりのあると思われる痕跡が確認されたことは承知しているところでございます。

次に、ご質問の4点目、蠣崎城の学術的意義と歴史的価値につきましては、教育委員会からの答弁となります。

次に、ご質問の5点目、蠣崎城の観光スポット化についてと、ご質問の6点目、観光客向けの宣伝についてでございますが、内容が関連しておりますので、一括してお答えいたします。

地域の歴史や文化を観光資源として活用し、情報発信していくことは観光客の誘客のためには重要なことであると認識しておりますが、史実としての確証が得られないまま観光客等に情報提供することは好ましくない、このように考えておりま

す。したがって、観光マップの作成や観光スポットとしての活用につきましても、史実が明らかになった後に改めて研究してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の7点目、児童・生徒に郷土史を理解する対策をにつきましては、教育委員会からの答弁となります。

次に、ご質問の8点目、間近に迫る北海道新幹線開業への対応について、観光振興に対する思い、これでございますが、地域の産業、歴史、文化、人などさまざまなものが観光資源でありまして、これらに光が当たることによって交流人口の拡大や地域経済の活性化につながるなど、観光は裾野の広い産業であると認識しておりますことから、恐山を初め全国に誇れる景勝地、歴史、食文化等の資源を生かし、誘客促進を図ることが肝要であると考えております。

観光庁の調査では、平成24年、国内旅行消費額は22兆5,000億円となっております。6年ぶりに増加に転じておりますが、青森県観光入込客統計によりますと、下北半島を訪れる観光客の数は減少傾向にあり、特に東日本大震災の影響から平成24年における当市の観光入り込み客数は91万人と、震災前の平成22年度の入り込み客数101万人から約10%減少しております。平成28年3月に予定されております北海道新幹線新函館北斗駅開業に際しましては、北海道入りした方々が同じルートを戻すのではなく、海路で下北半島に周遊していただく絶好の機会と捉えておりますことから、この開業後に予定されているJRグループ6社と各自治体、県及び県観光連盟等が協力して行う大型観光宣伝、デスティネーションキャンペーンに向けて地域の観光資源のさらなる掘り起こしを行い、情報集約、発信し、誘客に努めてまいりたい、このように考えております。

次に、ご質問の9点目、松前町との相互交流に

ついてであります。当地域と松前町との歴史的つながりを生かした交流につきましても、史実が明らかになった際に研究すべき課題であろうと認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、危険防止対策についてのご質問の1点目、道路を覆う樹木の危険防止対策についてお答えいたします。近年全国各地の道路上において、強風や積雪による倒木事故が多く発生しており、県内でもことし5月、八戸市で高さ20メートルの樹木が市道に倒れ、信号待ちの車両を直撃した事故が発生しております。このような事故が発生したことの重大性に鑑み、道路施設の危険防止対策につきましては、市としても細心の注意を払っていかねばならないものと考えております。

現在市では、危険防止対策として市道全般にわたり、月に1回定期的にパトロールを実施しており、さらに日常のパトロールや市民からの通報等により現地を確認し、目視により枯れている樹木や通行に支障を来す枝等については伐採や枝払いを行うなど、安全な通行ができるよう維持管理を行っているところでございます。今後も日常の道路パトロールを強化し、県及び関係機関と連携しながら、危険防止に努めてまいります。

ご質問の2点目、3点目につきましては、担当部長から、4点目につきましては教育委員会からの答弁となります。

次に、ご質問の5点目、大雨、台風、大雪による災害対策についてであります。近年これまでに経験のない集中豪雨やこれに伴う土砂災害、大雪災害などが全国的に頻発し、各地に甚大な被害をもたらしております。中でも先月発生した広島市や北海道礼文島における集中豪雨に伴う土砂災害では、多数のとうとい人命が失われております。亡くなられた皆様のご冥福を心からお祈りするとともに、被害に遭われた方々へお見舞いを申し上げます。

当市においては、一昨年2月に発生した豪雪災害が市民の皆様にはいまだ記憶に新しいところでありましようし、突発的に発生する自然災害の脅威を改めて感じているところでございます。

このように突発的に発生する災害に迅速かつ円滑に対応するため、地域防災計画において動員計画を定めているほか、毎年度各課において災害対応マニュアルを作成し、緊急連絡体制や初動対応、全庁的な対応に移行した場合における職員一人一人の自主的な対応などを明確にしております。

また、一昨年の豪雪の際の教訓として、登庁できない職員もいたことから、県や気象庁からの気象情報をもとに、勤務時間外において気象状況が悪化する可能性がある場合には災害警戒対策要員を庁舎内に待機させるなどの対応をとるよう体制を変更し、避難所の開設や物資の準備などに備えることにしております。

次に、ご質問の6点目、ハザードマップの周知徹底と危険予知点検はどのようになっているのかについてであります。当市のハザードマップにつきましては、総合防災ハザードマップを平成22年2月に、地震防災ハザードマップを同年11月に、また青森県の津波浸水予測が発表されたことに伴う津波に特化したハザードマップを平成26年6月に全戸配布しております。ハザードマップには、土砂災害危険箇所、津波浸水想定区域、避難場所など災害時において円滑な避難行動をとるうえで極めて重要な情報が記載されているにもかかわらず、議員ご指摘のとおり、その認知度、理解度は決して高いものではないと認識しております。

ハザードマップに記載されております情報に関しましては、避難場所など人命に直結するものもありますことから、市政だより、ホームページ、市民便利帳、出前講座などにおいて周知してまいりましたが、今後におきましても各種の広報媒体を用いながら、繰り返し周知していく必要がある

ものと考えております。

危険箇所の予知、点検につきましては、各種警報が発表され、土砂崩れなどが予想される場合においては、市、消防、警察などの各防災機関連携のもとパトロールを実施し、危険箇所の把握と情報提供に努めております。

また、災害時においては、極めて重要な課題として災害時要援護者対策が上げられますが、現在市では要援護者名簿を町内会長、民生委員及び消防団へ配布し、災害時には安否確認を行っていたと聞いております。しかしながら、避難支援は町内会長、民生委員及び消防団だけでは対応は困難なものと思われまことに、今後自主防災組織の設立を推進し、町内会や隣近所など、地域が一体となった避難支援体制の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、融雪溝の問題についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目から3点目及び5点目につきましては、融雪溝の管理に関するご質問でありますので、一括してお答えいたします。

融雪溝施設を整備するに当たっては、整備地区に施設の概要、融雪溝の管理及びその管理のための融雪溝利用管理組合の設立が必要なこと等を事前に説明し、地区のご理解を得て事業を進めております。また、管理につきましては、融雪溝の運営に関する管理区分により管理及び経費の負担等について定めております。なお、これらの事項は下北地域県民局とむつ市、むつ市と利用管理組合との間に協定を締結しており、それぞれが協定書に基づき管理することとしております。

ご質問の3点の条例の制定につきましては、他の市町村の事例も見られず、現時点では必要ないものと判断しております。

また、議員ご指摘の土砂の堆積や夏場の側溝清掃等の日常管理につきましては、地区の利用管理

組合で管理することとなっており、海藻が入り、ごみ、悪臭が発生しているのご指摘につきましては、供用開始後、現場においてそのような事例があるものの、揚水設備や取水口などを改良し、改善に努めております。今後とも地区の利用管理組合と協力しながら運営していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

また、ご質問の4点目、河川からの取水について、県の許可を得ているのかについてであります。取水施設は事業主体が県でありますことから、県で所要の手続きを行っているかと伺っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 東議員の蠣崎城の発掘調査と広域観光についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の4点目、蠣崎城の学術的意義と歴史的価値観についてお答えいたします。蠣崎城の重要性は、これまでも答弁してまいりましたが、市の歴史研究全体の中で中世を捉える一つのポイントとして、また南部氏とのかかわりなどにおいても重要であると認識しております。しかしながら、現在早期の調査が必要と思われる遺跡や開発行為に伴う緊急の調査など発掘が必要な箇所が多数あることから、多額の費用と期間を要することになりますので、蠣崎城に限らず、市内の遺跡全体の中で計画的な調査体制の整備を行い、さらには現在重要文化財の保存活用に向けた事業を実施しているところでもあり、文化財保護行政全体の中において計画的に取り組んでいくことが重要と考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の7点目、児童・生徒に郷土史を理解する対策をについてお答えします。児童・生徒に郷土史を学ばせることは大変重要な意義があ

り、現在の小・中学校の社会科においても、地域の歴史を学ぶ活動が位置づけられております。

例えば小学校社会科の第3学年及び第4学年では、地域社会に対する誇りと愛情を育て、地域の人々が受け継いできた文化財や年中行事を学習いたします。また、第6学年では、我が国の歴史上の主な事象について、人物の働きや代表的な文化遺産を中心に遺跡や文化財、資料を活用して調べ、自分たちの生活の歴史的背景、我が国の歴史や先人の働きについて、より広い視野に立って学習いたします。さらに、中学校では、身近な地域の歴史を調べる学習を通して、自分たちの住んでいる地域への関心を高め、地域の具体的な事柄とのかかわりの中で我が国の歴史をより深く学習いたします。

このように、現在小・中学校においては、各学年の発達段階に応じて郷土の歴史を学ぶ機会を設け、郷土に対する愛情を育むとともに、受け継がれてきた伝統や文化への関心を高めるよう指導の工夫に努めております。

しかしながら、このような郷土史の学習において、どのような歴史的事象を取り上げるかは各学校に任せられております。郷土史の学習として成立するためには、その事象の選定が大切になり、歴史的事実に基づく文献や地図、統計などのさまざまな資料が整備され活用できること、子供たちの興味関心に基づき、作業的、体験的な活動や問題解決的学習が行われやすいことなどが上げられます。その点において、明治維新の時期、当市に斗南藩が置かれ、会津藩ゆかりの先人たちがむつ下北の発展に貢献したという歴史的事象については、具体的な資料が豊富にあることなどから、地域教材として十分価値のあるものであり、活用されております。

また、昨年度まで3年続けて会津若松市に小・中学生を派遣するという交流派遣事業を行ってま

いりました。その報告会では、当市と会津若松市との歴史的つながりについて、児童・生徒は自分たちが学んできたことを工夫して発表しており、派遣事業に参加した児童・生徒の学校でも同様に報告会が行われ、このような取り組みもまた郷土史を学ぶ一助になったものと考えております。

なお、東議員からのご質問の中で、室町時代に蠣崎城が置かれたという歴史的な事象については、その史実にかかわる地域教材となる資料も少ないことから、学校現場においては活用されていないのが実情であります。

教育委員会といたしましては、今後民俗学や考古学などの成果をもとに、身近な遺跡や文化財などの見学を通して、より一層郷土史に対する学習を深めていくよう各学校に指導、助言してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、危険防止対策についてのご質問の4点目、通年通学路の危険対策は万全かについてお答えいたします。東議員ご指摘のとおり、今年度においても熊やカモシカなど、野生動物の市街地への出没が相次いでおり、児童・生徒の通学路付近における目撃情報も見受けられます。児童・生徒の登下校時の安全対策については、各学校の判断により、子供たちが最も安全に通学できるよう対策をとることとしております。

具体的には、野生動物の目撃情報を受けて、子供たちに危険が及ぶおそれがあると判断された場合は屋外における部活動の中止、集団登下校、教職員による通学路での警戒、保護者への送迎の依頼などを行うこととしており、各家庭には各学校の緊急連絡網、学校配信メール等により通知できる体制をとっております。

教育委員会におきましても、野生動物の目撃情報をもとに付近の学校と情報を共有し、児童・生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えておりま

すので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（浜田一之） 東議員の危険防止対策についてのご質問の2点目、耕作放棄地対策についてと、ご質問の3点目、猿やカモシカ、熊の道路横断対策についてお答えいたします。

まず、ご質問の2点目、耕作放棄地対策についてであります。当市は農業従事者の高齢化や担い手の減少等により年々耕作放棄地が増加傾向にあり、住宅地や道路周辺までヨシや灌木が生い茂り、熊の生息域の山林と人間の生活する里との境界が曖昧な状況となってきました。このようなことから、熊が頻りに市街地へ出没し、市民との遭遇や農作物への食害が増加するなど、耕作放棄地が熊を里へ誘導させる要因の一つとなっているものと考えております。

議員ご指摘の熊が出没している地域は、市道中畑葛沢線南側に位置し、川内小学校、川内中学校やふれあい広場の近くと伺っております。同地域周辺では、たびたび熊が目撃されており、駆除するためのわなを設置しておりますが、耕作放棄地も多く、熊の通り道となっているものと推察されることから、熊が山側から市道を越えて海側に侵入しないよう道路脇のヨシなどの刈り払いを検討し、市民や児童・生徒の安全対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、猿やカモシカ、熊の道路横断対策についてであります。議員からご指摘のありました川内地区の熊の出没状況及び農作物被害状況について、今年度は8月末時点で目撃情報17件、農作物被害件数17件、農作物被害額7万7,000円、車両等との衝突事故2件、倉庫への侵入1件が報告されております。市では、防災行政用無線で出没情報をお知らせし、注意喚起を促しているほか、担当職員が現地確認を行い、農作物被害や人的被害が予想される場合は猟友会と協力

し、わなによる捕獲の実施に努めているところであります。

今後も市民の生命、財産を守るため、被害実態の把握や出没状況を踏まえたうえで電気柵及び「熊に注意」の看板を設置するとともに、警察等と連携して見回りの強化を図り、被害防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） ご答弁ありがとうございます。

私は、蠣崎城の発掘調査について、今回もまたすんわりいかないのだろうと思いつつ、この質問を書きました。ですが、新市長になりましたので、もう少し前向きな答弁いただけるかなという期待もありました。それがこういうふうな答弁でありました。この答弁の中で、ちょっと気になりましたので、市長と教育長に1点ずつお伺いしたいと思います。

市長は、歴史的史実が明らかになった段階でとおっしゃいましたけれども、これは相当、どのぐらい待てばいいかわからないような答弁です。この蠣崎城全体の調査ということではなくて、私は発掘調査の、今まで見つかった柱穴後の継続をまずとにかくやっていただきたいということだったわけです。ですので、相当予算とか日にちもかかるとかということではなくて、恐らく1日、トレンチが2つぐらいかどうかかわからないのですけれども、やれば相当効果があるような、例えば向き、大きさ、幅、奥行きというのも見えてくるのではないかなという期待を持ってこうして質問、何回もしているわけです。どうでしょう市長、もう一度前向きな答弁いただきたいのですが、いかがでしょう。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

全てそうだと思うのですが、費用対効果という

ことだと私は考えています。非常にロマンのある歴史的なものだということは今東議員のご質問の中でも私は感じました。ただ、やはりその整備することによって、その調査することによってどれくらい効果があるのかということを考えないといけないというのが行政の立場でありまして、例えば南部藩との関係がある、それから松前藩との関係がある、こういったことが明らかに、実はそれでなったということであったとしても、これは全国的に見てどれだけの価値があるのか、それによって人がどれくらい来るようになるのか、そういったところまで含めて我々は考えなければいけないのではないかとこのように考えるわけでございます、例えば観光という意味でも。教育という文脈でいっても、先ほど教育長が答弁したとおり、しっかりと子供に教える価値があるものなのかということだというふうに思いますけれども、そういったところまで考えてやらなければいけないということですので、これまで何年かにわたって調査をしてきたと、この結果が今の状況であるということを見ると、これから一歩先に踏み込むというのはちょっとなかなか難しいのではないかとこのように考えている次第です。

以上です。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） 今市長、文化財に対して言ったのかどうかわかりませんが、費用対効果ということをお口にしましたけれども、この文化財の問題は費用対効果で考えるべきものではないのではないかとこのように思いますけれども、この点は今までの答弁でも翻らないなというふうな印象を受けましたので、そこで教育長に1点だけお伺いしたいと思います。

教育長は、今ご答弁の中で史実の教材みたいなものが不足しているとかというご答弁をなさいました。だけれども、この南部藩、蠣崎戦争の、こ

の「東北太平記」の問題ばかりでなくて、これに関連するものは広国史、それから三翁昔話といいたまいますか、昔語りみたいな感じのもの、それから北海道では有名な先生が書いていますが、「新羅之記録」というのがあるのです。それが蠣崎から蔵人信純が北海道へ逃げて行って、北海道で結局自分の城を、最後には子孫が城を築くようになりますけれども、こういうふうな歴史的な裏づけは八戸市のほうへ行っても結構あるのです。だから、そういうふうなものを、今これを取り上げてどうこうというわけにはいかないだろうと思っておりますけれども、この歴史的な教材とまではいかななくても、この本といたしますか、こういうふうなのがあるのをご理解しているでしょうか。

○議長（山本留義） 教育長。

○教育長（遠島 進） お答えいたします。

ただいま挙げていただきました文献全てを理解しているわけではございませんけれども、少なくとも田中誠一氏があらわした「東北太平記」は、最後までではありませんが、読ませていただいています。

以上です。

○議長（山本留義） 9番。

○9番（東 健而） これ以上質問しても、この発掘調査に対してよい答えが返ってくるとは思いませんので。ですが、市長、この蠣崎城の問題については、今まで亡き杉山市長のあたりからずっと継続して私やってきた経緯がありますので、私のライフワークとしてこれからもまた市長に議論をぶつけますので、何とかよろしくお願いたします。

それから、危険防止対策についてでございますけれども、ご答弁を聞いた限りでは、子供たちの通学路に出てくる熊は、いつ、どこから出てくるかわかりませんので、それなりの対処をしていただけるという答弁でございました。今後も周知な

ご配慮をお願いしておきます。

次に、3点目の流雪溝の問題については、私ちょっと気になっているのですけれども、どんどんお年寄りがふえてきています。それらのことも考えながら、安全安心が一番なわけです。それに対するご配慮をいただきたいと思います。

さて、話はちょっと変わりますけれども、市長は常々市民の声に耳を傾けると言っています。それではちょっと物足りないわけですね。ですので、もっと市民に寄り添うような、お年寄りたちがどんどんふえていきますので、市民に寄り添うような政策の実現を心がけていただきたいと思いません。

しかし、前市長は気張り過ぎ、いろんな苦勞のし過ぎで無理していましたので、若いからといって無理しないで頑張っていたいただきたいと思えます。思ったとおりの答弁が返ってきませんでしたけれども、若い市長の今後に期待をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（山本留義） これで、東健而議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後 零時02分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎佐賀英生議員

○議長（山本留義） 次は、佐賀英生議員の登壇を求めます。8番佐賀英生議員。

（8番 佐賀英生議員登壇）

○8番（佐賀英生） こんにちは。8番、市誠クラブの佐賀英生でございます。むつ市議会第221回

定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。理事者各位の前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

くしくも我が会派、石田勝弘先輩、そして東健而先輩、そして私と3名が続いたわけでございます。これも深い深いえにしのもとに3人で結ばれたものと感謝しております。今後も石田先輩、そして東先輩を見習い、私も一生懸命頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

まずは、宮下市長におかれましては、さきの市長選において当選なされ、心よりお祝い申し上げますところでございます。今まで培った濃密な経験とその手腕に大いに期待するところでございます。若さとバイタリティーを持って市政に取り組んでいただきますよう心よりお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして3項目5点について質問させていただきます。

まず1項目めの防災行政について質問いたします。去る8月20日未明に起こった広島市の土砂災害は、死亡者及び行方不明者72名を出す大惨事となり、改めて自然災害の恐ろしさを確認したものでした。また、このときも想定外、想定以上という見解が出され、災害に関しては考えられる以上のものを想定しなければならなくなっているのではないのでしょうか。今さらになって連絡の不備な点ですとか、勧告を出すタイミングとか、反省点が見られてきておりますが、起こってしまった後では意味がなさないのでないかと思われま

す。今回の広島豪雨災害は、降雨によるものがほとんどで、斜面崩壊と、それに起因する土石流によるものです。斜面崩壊で生じた土砂は、下方の沢に流れ、谷底の土砂を巻き込み、体積を増加しながら流れ、出口付近の家々を襲ったものでした。被災地の地質は主に花崗岩で、それが風化し、も

ろくなった層が斜面表層部の土層を構成していたと報道されておりました。このような土層の降雨による崩壊は、他の地域でも起こっており、特に異質な災害でないと専門家は発言しております。

気象庁の解析雨量分布と崩壊分布を比較しますと、崩壊は3時間で200ミリ程度の極めて強い降雨であったとされており、昨年の伊豆大島、一昨年の阿蘇山での崩壊は、火山灰がその条件を形成しており、火山大国の日本において、崩れやすい条件の場所が多々あり、強い雨が降ればどこでも崩壊の可能性があると言えるのではないのでしょうか。

降雨による土砂災害の危険性の指標とされている気象庁の土壌雨量指数や、それに基づく土砂災害情報も、その土地の地質や崩壊のタイプによって異なるのではないかと私は考えます。2001年に施行された土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定は、全国を一律に評価するため、主に地形情報によって作成されておりますが、私はその土地に合った地質や土層も加味した警戒区域の設定も必要と考えております。全国に52万5,000カ所あるとされている危険箇所全てが同じ基準とは考えにくく、自分が住んでいる場所の危険性を把握することが大切と考えます。まずは、土砂災害のみならず、自分の身は自分で守るという意識を高めることが大切だと思っております。また、自治体は状況についての広報や避難勧告の発令基準などを徹底し、迅速な対応を心がけるべきだと考えております。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目といたしまして、当市に土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域はあるのか。

2点目といたしまして、災害時において、夜間災害が発生したときの広報手段、方法について。

3点目といたしまして、児童・生徒に定期的な防災学習を行ってはどうかを市長、教育委員会委

員長にお伺いをいたします。

続きまして、2項目めの姉妹都市交流についてお伺いいたします。まず初めに、俗に言う姉妹都市という意味合いの名称がたくさんあり、紹介しますと、友好都市、親善都市、兄弟都市、双子都市などがあり、ここでは姉妹都市という名称で統一し、質問をさせていただきます。ちなみに、姉妹都市という名称は、シティーというのが女性をあらわした名詞なので姉妹都市にしたとか言われておりますが、正確なものがわかりませんので、後で知っている人がいたら教えてください。

先般の会津若松市との姉妹都市30周年記念式典が成功裏に終了し、より一層の交流と連携を確認したものでありました。これからも末永い交流を希望してやみません。

姉妹都市には明確な定義はなく、広い意味で用いられており、国際的な基準や国内法があるわけでもなく、それぞれの自治体がそれぞれの基準に基づいて行っているとのこと。財団法人自治体国際化協会では、統計、整理上の基準として、1、両首長による提携書があること、2、交流分野が特定のものに限られていないこと、3、交流するに当たって何らかの予算措置が必要となるものとするところから議会の承認を得ていることの3要件を全て満たすものを姉妹自治体として扱っております。始まりは、836年のパーダーボルン（ドイツ）とルマン（フランス）が挙げられておりますが、今日的な意味合いでの姉妹都市は第2次世界大戦後と言われております。先般の会津若松市との交流の講演でも承知のとおり、敵対した国との関係修復のために始まったという面と、アイゼンハワー大統領の提唱した市民と市民プログラムと言われており、市民間交流の世界平和に寄与することを目的とされております。

国内に目を向ければ、全国的に姉妹都市交流は行われているものの、平成の大合併のもと、提携

を解消した自治体もあると聞いております。

そこで質問いたします。旧町村時の姉妹都市は現在どうなっているのかを市長にお伺いいたします。

続きまして、3項目めの観光・交流行政についてお伺いいたします。さきの会津若松市との交流のときもそうでしたが、私は以前会津若松市に行ったときにいただいた起き上がりこぼしのピンバッジと赤べこのピンバッジをして行きました。以前お会いしているということもありましたが、会話の糸口となり、楽しく有意義な時間を過ごさせていただきました。いささか下火になったとはいえ、ゆるキャラは全国的にその自治体の特色や個性をPRし、観光や交流に一役買っているわけで、本市においてもムチュランがその重責を担っております。特に市長や担当部長クラス、議員は対外的に人と会う機会が多く、その効果は大きく、本市をPRする格好の営業マンだと私は思っております。

そこで質問いたします。今以上に観光・交流を促進するためにムチュラングッズを作成して、観光や交流に利用してはどうかを市長にお伺いをいたします。

以上、壇上での質問とさせていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐賀議員のご質問にお答えいたします。

まず、防災行政についての1点目、本市の土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域につきましては、担当部長から答弁をさせます。

次に、ご質問の2点目、全ての災害時において、夜間に災害が発生したときの広報手段、方法についてであります。東議員のご質問に対する答弁と重複することをご了承願います。

災害時における市の対応といたしましては、突

発的に発生する災害に迅速かつ円滑に対応するため、地域防災計画において動員計画を定めているほか、毎年度各課において災害対応マニュアルを作成し、緊急連絡体制や初動対応、全庁的な対応に移行した場合における職員一人一人の自主的な対応などを明確にしております。

また、一昨年豪雪の際の教訓として、登庁できない職員もいたことから、県や気象庁からの気象情報をもとに、勤務時間外において気象状況が悪化する可能性がある場合にはあらかじめ災害警戒対策要員を庁舎内に待機させるなどの対応をとるよう体制を変更し、避難所の開設や物資の準備などに備えることとしております。

実際に避難所が開設された場合における物資の配布につきましては、事前に物資を配置している一部の避難所以外は職員の安全の確保を考慮しながら、各庁舎の備蓄倉庫等から各避難所へ配布することとしておりますが、大雪や土砂崩れ等による交通障害等により職員での対応が困難な場合には県を通じて自衛隊の派遣を要請するなどして対応することとしております。

災害発生時には、交通障害に限らず、すぐに物資の配布ができない場合が考えられますことから、自助、共助の精神のもと、各自においても平時から災害への備えをしていくことが必要と考えております。また、災害時における市民への広報につきましては、防災行政用無線、広報車、防災・かまふせメール、エリアメール、ツイッター、エフエムアジュールなどあらゆる手段を講じて周知することとしておりますが、夜間に限らずひとり暮らしや高齢者等の災害時要援護者の方々はこの情報に気づかないことも懸念されますことから、現在市では要援護者名簿を町内会長、民生委員及び消防団へ配布し、災害時には安否確認を行っていただくこととなっております。

また、災害時要援護者の避難支援は町内会長、

民生委員及び消防団だけでの対応は困難なものとなると思われますから、今後自主防災組織の設立を推進し、町内会や隣近所など、地域が一体となった避難支援体制の充実が図られるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

ご質問の3点目、児童・生徒に定期的な防災学習を行ってはどうかということにつきましては、教育委員会から答弁がございます。

次に、姉妹都市交流についてお答えいたします。平成17年3月の市町村合併前の都市交流等の状況につきましては、旧むつ市は福島県会津若松市及びアメリカ合衆国ワシントン州ポートエンジェルズ市と姉妹都市交流を、旧大畑町は北海道標津町と友好都市交流を、旧川内町においては中華民国高雄市立陽明国民中学校と川内中学校が姉妹校交流をそれぞれ行っておりました。

現状につきましては、会津若松市とは2年に1度の相互訪問事業を継続しており、議員ご承知のとおり、本年度姉妹都市盟約締結30周年を迎え、8月21日に会津若松市から室井市長、戸川市議会議長ら一行47名と会津ジュニア大使ら一行38名の参加をいただき、記念式典等を挙行了したところでございます。

また、ポートエンジェルズ市とは本年1月にジュニア大使10名を含むむつ市からの訪問団が訪れたほか、去る7月にはポートエンジェルズ市内の女子中学生で結成するソフトボールチーム一行14名が当市を訪れ、親善試合やホームステイ等を通じ、交流を深めております。来年は、姉妹都市盟約締結20周年という記念すべき年を迎えることから、記念事業等を計画しているところであります。

陽明国民中学校と川内中学校も姉妹校交流を継続しておりますが、昨年度姉妹校交流20周年を迎えたことから、むつ市内の中学生9名が高雄市を

訪問し、交流を深めるとともに、本年4月には陽明国民中学校一行22名がむつ市を訪れ、川内中学校生徒らと夕食をともにしながら、相互に友好関係を確認し合ったところであります。

標津町との交流につきましては、旧大畑町が昭和54年に友好都市の盟約を締結して以来、民間団体やスポーツ分野を中心に交流を続けてまいりましたが、旧大畑町の合併協議を背景として、平成17年1月、標津町からの申し入れにより友好都市の盟約を解消しているという状況にあり、その旨標津町のホームページにも記載されているところであります。

次に、観光・交流行政についてのご質問にお答えいたします。「むつ市のうまいは日本一！」のイメージキャラクターとして平成21年8月に誕生しましたムチュランファミリーは、これまで市内及び県内外におけるさまざまなイベントに登場し、特産品のPRを通じて魅力あるむつ市の食、観光等の情報発信や知名度向上に努めてきたところであります。

ムチュラングッズに関しては、スーパー等で開催されます「むつ市のうまいは日本一！」フェアにおいて販売、PR促進用としてこれまでオリジナルタオル、バッジ、ボックスティッシュ、クリアファイル、貯金箱などを製作し、活用してきたところであります。一方、市内の事業者においてもぬいぐるみ、携帯ストラップ、キーホルダー、ミニタオル、Tシャツ、ポロシャツなどのグッズを製作、販売しているところであります。

グッズ製作に対する市の考え方としましては、市の事業等においては実用性を考慮しながら製作することとしておりますが、より多くの事業者の方々にさまざまなアイデア、趣向を凝らした多種多様なムチュラングッズを作成、販売していただき、それを市民の皆さんや観光客の方々が手にすることでむつ市の経済の活性化につながるとも

に、ムチュラングッツを通じ、ムチュランファミリーの認知度が向上することがむつ市のPRに直結し、観光客の誘引にもなるものであると、そのように考えております。

今後も市内の事業者のより積極的な製作意欲を期待すると同時に、ムチュラングッツを観光等のさまざまな交流に活用していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、現在ムチュランファミリーはゆるキャラグランプリの選挙活動を行っております。ゆるキャラグランプリは、一人一人がむつ市を直接PRすることができる絶好の機会でもあります。議員の皆様並びに市民の皆様におかれましては、1日1回の投票によりむつ市を応援くださいますよう、この場をおかりしてお願い申し上げます。

○議長（山本留義） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 佐賀議員の防災行政についてのご質問の3点目、児童・生徒に定期的な防災学習を行ってはどうかについてお答えします。

まず、小・中学校で行われている防災学習の現状についてであります。議員ご指摘のとおり、災害発生時、児童・生徒の生命を守るためには、日ごろから児童・生徒の防災に対する意識を高め、主体的に判断し、適切に行動できる能力や態度を身につけさせることが防災教育において最も必要不可欠であり、学校教育がその一端を担っております。

文部科学省が平成25年3月に刊行いたしました「生きる力を育む防災教育の展開」におきましても、災害時の児童・生徒の思考力、判断力を高め、防災についての適切な意思決定ができることが防災教育の狙いとして掲げられております。

また、近い将来予測される防災に関する問題を取り上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して

防災教育を行うことも重要であるとされております。

現在むつ市内の小・中学校では、学校安全計画を策定し、その計画に従い、教科や特別活動、学校行事などさまざまな教育活動を通じて災害、防災についての理解を深めて児童・生徒の防災意識を高め、自ら判断し、行動する態度を育成するための防災教育を継続的に実施しております。

防災意識を高めさせる指導といたしましては、小学5年生の社会科における自然災害に関する学習が挙げられます。これまでに我が国で起きた自然災害の様子や、国、地方公共団体、地域における防災への取り組みの内容を調べ学習などを通して学び、学習のまとめでは、自然災害による被害を減らすために自分たちでできることは何かについて話し合う活動を取り入れて、防災意識の高揚を図っております。

また、学級活動では、具体的に視聴覚教材等を活用し、自然災害が身近に起こり得るという認識を高めさせ、日ごろから防災について考えながら生活しようとする態度の育成を図っております。

さらに、中学校の保健体育においては、自然災害時の適切な行動や情報活用等についての指導もなされております。

次に、より実効性のある防災教育の推進についてご説明いたします。むつ市内の小・中学校では、地域の実情に即し、児童・生徒があらゆる事態に対応できるように地震や津波に伴う二次被害などさまざまな状況を想定した避難訓練や、地域の方々と連携した防災訓練を実施しております。その一つとして、東日本大震災で得た教訓をもとに、自然災害はいつでも、どこでも起こり得るということを踏まえ、事前予告をせずに休み時間に避難訓練を行うなど、より実効性のある防災教育が行われ、災害に直面したときに適切に判断し、迅速に行動しようとする態度を育成する指導の工夫も

なされております。

そして、正津川小学校では、地震による津波を想定し、地域内の高台を避難場所として設定し、その場所にかに時間をかけずに避難するかを訓練内容とするなど、学校を取り巻く周囲の状況に応じた防災学習が既に実施されております。

さらに、奥内小学校では、今年度自主防災会による地域の防災訓練に全校児童が参加いたしました。地震による大津波警報が発令されたという想定での避難訓練や火災の延焼を防ぐための消火訓練に地域の方々とともに取り組んでおります。児童からは、緊張感を持って真剣に訓練することができた、高台への避難経路を改めて確認できたなどの感想が聞かれ、日ごろから防災への備えをすることの大切さを学ぶことができた非常に意義深い防災学習となりました。

また、今週末、教育委員会と中央公民館の主催で1泊2日の子供防災キャンプを予定しております。この事業は、子供たちが災害についての知識を学習し、防災キャンプの体験を通して、災害発生時の対応方法を実習することで自らの命を守り助け合うことの必要性を身につけ、災害に備える気持ちを養うことを目的としております。

中央公民館を災害時の避難所に見立て、消防署員、むつ市少年教育指導員、婦人学級、そしてむつ市下北自然の家の職員など、多くの皆様のご協力を得て、人命救助のためのAED体験、応急手当、消火活動としてのバケツリレーに加え防災食を体験するなど、子供たちが非常災害時の訓練や体験を通じ防災について学ぶとともに、助け合いの気持ちを養う場としたいと考えております。そして、防災キャンプの実施の意義が波及していくことで、学校における防災学習のさらなる深まりにつながるものと期待しております。

教育委員会といたしましては、今後も地域の实情に即した防災学習が継続的に実施されるよう学

校への情報提供と指導をしつつ、必要に応じて関係部局と連携、協力して、学校の教育活動を支援し、防災教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 防災行政についての1点目、当市の土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域についてお答えいたします。

初めに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法において、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域という区分がございます。

土砂災害特別警戒区域とは、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限や建築物の構造規制などが行われる区域でございます。

また、土砂災害警戒区域とは、土砂災害のおそれがある区域で、危険の周知、警戒避難態勢の整備が求められる区域となっております。

それぞれの区域は、法に基づきまして、急傾斜地の崩落、土石流及び地すべりの3つの種類ごとに都道府県が基礎調査を実施し、市町村が住民説明会を行って、住民の意見を聞いたうえで都道府県が種類ごとに区域指定することとされております。

先月広島市で発生いたしました土砂災害において問題視されました土砂災害警戒区域の指定作業が行われていない区域となるいわゆる未指定区域については、青森県内においてはございません。

むつ市における指定箇所数でございますが、むつ市全体では土砂災害特別警戒区域が207カ所、土砂災害警戒区域が55カ所の計262カ所となっており、地区別ではむつ地区が土砂災害特別警戒区域が60カ所、土砂災害警戒区域が36カ所の計96カ

所、川内地区では、特別警戒区域が33カ所、警戒区域が6カ所の計39カ所、大畑地区では特別警戒区域54カ所、警戒区域6カ所の計60カ所、脇野沢地区では特別警戒区域60カ所、警戒区域7カ所の計67カ所となっております。

土砂災害警戒区域等の指定後は、市政だより、ホームページ、出前講座などにより土砂災害に関する防災対策の普及啓発に努めてまいりましたが、台風による大雨や集中豪雨が頻発する昨今の情勢を踏まえ、繰り返し周知していく必要があると考えております。

当市における土砂災害警戒区域等を指定する際の住民説明会は、むつ地区では平成18年11月14日から平成19年1月25日までの期間19カ所で、川内地区では平成21年10月20日1カ所で、大畑地区では平成19年11月27日から12月6日までの期間6カ所で、脇野沢地区では平成23年1月6日に1カ所でそれぞれ実施しております。なお、これらの区域につきましては、全戸配布いたしました総合ハザードマップや県のホームページから確認できるようになっております。

災害時の避難訓練等につきましては、平成22年7月25日に桜木町地区において土砂災害全国統一防災訓練の一環として、集中豪雨により土石流が発生したとの想定のもと、町内会、災害時要援護者関連施設、各防災関係機関が参加いたしまして、広報訓練、災害対策本部設置運営訓練、要援護者関連施設における避難、避難誘導訓練、被災者救出訓練等を実施しております。また、本年9月26日に脇野沢地区で開催予定のむつ市総合防災訓練におきましても、豪雨に伴う土砂災害が発生したとの想定のもと、地域住民が参加しての避難、避難誘導訓練、避難所開設運営訓練等を盛り込むこととしております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） 答弁いただきました。ありがとうございました。

まず、下のほうから、観光・交流行政についてのところからいきますと、ムチュラングズということで、いろいろ使っているのは存じ上げておったのですが、率直に言いまして、私はピンバッジとかそういう、もうちょっと対外的に目につくものをつくったほうがいいのではないかというものを推しておるところでございまして、ただしこれは市がつくるわけではなくて、業者さんのほうがそういうセンスのもとにつくるという形になるかと思えます。

それをやりたいとエントリーする業者の何か基準といいますか、やりたいという業者の選定基準というのはあるのでしょうか。よろしく願います。

○議長（山本留義） 経済部長。

○経済部長（浜田一之） ご質問にお答えいたします。

グズを製作する場合の手順ということであろうかと思えます。ムチュラングズを作成する場合の手順についてであります。市ではむつ市及びムチュランファミリーのイメージを損なわないよう使用に関する基準を設け、適正な運用を図ることとしております。具体的内容としましては、現在28種類ありますムチュランファミリーのイラストの中から使用したいものを選択し、必要事項を記載した申請書を提出し、承認を得ていただくこととなります。料金は、無料となっております。詳細につきましては、市のホームページに掲載しておりますので、グズ作成のほか、チラシ、ポスター作成などにも積極的にムチュランファミリーをご活用いただきたいと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） はい、わかりました。ありが

とうございます。そうすれば、形が決まっているということで、それを基準にした28の中から選んでつくるということですよ。何かもっとセンスのいいピンバッジをつくってくれる会社があれば大変助かるのですが。というのは、私たち、特に市長はそうでしょうけれども、いろんな方々と会う。そういう機会が多いというときは、私もとある方からいただいてさせていただいているわけですが、やはり一つのきっかけにもなりますし、またPRにもなる。それというのは、大変いいことで、一部会津若松市の起き上がりこぼし、これがとあるお笑い芸人がつけて歩いて宣伝した時期がありました。そうすると、やっぱり視聴者にしてそういうものが目について、そのまちのPRとなるということで、そういう形に進んでいただくことを業者、またつくる方に望んでおります。

続きまして、姉妹都市交流についての質問ですが、先ほど答弁をいただきまして、承知のとおりむつ市は会津若松市と、そして川内町は高雄市と、陽明国民中学校ですか、やっているということで、ただ残念だったのが、先般もヒアリングのときに聞かせていただいたのですが、合併という形なのか、また別な意味があったのか、大畑町の場合、標津町とは解消になっていると。大変残念ではありますが、まあまあこれもいろいろいたし方ないことと思うのですが。

そこで市長にお伺いしたいのですが、これから、今後においていろんなえにしを持って接していく。特に市長は先ほどパイタリティーを持っていろんな方と接して横のつながりもつくっていくようなニュアンスで答弁をおっしゃられていましたが、今後において何かのえにしがあって姉妹都市を結ぶ可能性、もしくはそういう意欲があるのかをまずお伺いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私自身の考えといたしましては、さまざまな機会でもいろんなところと今も交流をしているところでもあります。例えば今は「むつ市のうまいは日本一！」のフェアを亀戸でやっているですとか、あとは江東区とも、江東区のお祭りに我々参加したりもしております。また、福島県の磐梯町との関係で、道の駅で我々の特産品を売っているということもございます。さらに、大湊ネブタを通じて東京都武蔵村山市との交流も図っているということでもあります。これからこういった今あるそういった芽を大きく膨らませて交流を深めていくことも、これは非常に重要なことであろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） ありがとうございます。

横のつながりができるということは、大変喜ばしいことだと思います。そこは行く行く市長の判断の中でどのようなものが一番望ましく、濃密でなおかつ長く続くような友好に持っていけるかというのは、あなたの考え次第でしょうから、いろいろ広げて頑張っていただきたいと思います。

続きまして、防災行政についてですが、防災行政、先ほど教育長のほうから伺いました。思っていた以上に一生懸命やっけてもらって大変ありがたいと思います。より一層実践にそぐった子供たちに防災意識を高めていただきたい。

ふだんやっていることが、これが黙っていてもスポーツと同じで習慣になっていくようなくらいまで育てていただければ、大人になってもうまく持っていくと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

続きまして、1番の特別警戒区域、俗に言うレッドゾーンですよ。これがこんなにあるとは思わなくて、聞いてびっくりしたわけですが、イエローゾーンはそれなりと思ったのですが、レッ

ドゾーンがこんなに多い。確かに下北郡部は特に84%近くが山林ということで、考えられ得る範疇ではあったのですが、大変びっくりしたのもございました。

今後において、その地域の人が本当にきっちりとした甘い考えでなくて、危機感を持って本当にやっているのか、またその土地がそうだとすることをその土地の人たちは、そこに住んでいる居住している方々はきちんと認識をされていると思うのですが、そこら辺の意識のところは、部長、どのように考えておりますでしょうか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） それぞれの地域において危機感をどう感じているかというようなことでございますけれども、確かに私たちハザードマップ等を配布はしておりますけれども、やはり十分にごらんになっていただいているかということについては、そうだとするようなことは余り言えないかもしれませんけれども、やはり配布されたものにつきましては、重要な情報等が載っておりますので、それぞれ見ていただきたいと思っておりますし、またこういうところにあります、載っておりますというようなことで、自分の近くの地域がどういう状況になっているかというようなところを確認していただきたいと思っております。

また、先ほど教育長のほうからもお話がありましたけれども、自主防災会のほうで訓練を行ったというようなことでございます。自主防災組織においても、現在市内では8つの町内会で組織されているというようなことでございますけれども、この辺の組織についても、もっと多くの町内で組織を立ち上げていただいて、隣近所助け合い、その防災訓練等を通して、避難に対する意識を高めていただきたいと思いますと思っております。

○議長（山本留義） 8番。

○8番（佐賀英生） わかりました。私もそんなに

そんなにハザードマップ見ていなくて、ちょっと残念ですが、大畑の部分について、一部ハザードマップに従わないほうがうまくいくような場所もありましたので、後でお話をしたいと思うのですが。

最後に、1つだけちょっとお伺いしたいのですが、例えば土砂及び災害があった場所が民有地だと、私有地であると。そこで、災害に遭って、被害に遭ったうちとかその地域というのは、責任の所在はどこになるのでしょうか。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 民地において被災した場合の責任の所在……

（「民地が崩れるですとか」の声あり）

○総務政策部長（伊藤道郎） 責任の所在ということにつきましては、現在ちょっとはっきりとお答えを申し上げることはできませんので、ご了承をしたいと思います。

○議長（山本留義） これで、佐賀英生議員の質問を終わります。

ここで、午後2時まで暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎横垣成年議員

○議長（山本留義） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） 日本共産党の横垣です。むつ市議会第221回定例会に当たり一般質問を行います。市長初め理事者におかれましては、前向きのご答弁、よろしくお願いをいたします。

さて、4月から6月のGDP速報値は、実質で年率換算6.8%の減でありました。東日本大震災に次ぐ減少幅ということでもあります。私は、さきの議会でアベノミクスの第1と2の矢、金融緩和と財政出動はカンフル剤、一時しのぎ対策にすぎない、第3の矢、世界で一番企業が活動しやすい国を目指すという成長戦略が失敗すると目も当てられない状況になることを指摘いたしました。甘利経済財政政策担当相は、7月は台風など自然災害が連続する予定外のことがあった、悲観する必要は全くないとしておりますが、製造業売上高7.6%の減、8月新車販売9.1%の減と厳しい数字がどんどん明らかになってきております。また、2013年末の日本の借金が1,017兆9,459億円と1,000兆円を突破いたしました。財務省は、2014年度末には1,143兆円になる見込みとし、主要国で最悪の財政状態がさらに悪化する見込みであります。

8月15日付琉球新報は、「安倍政権の経済財政政策には一つの特徴がある。煎じ詰めると、富裕層・大企業優遇、低所得層・生活者軽視で、この両者が表裏一体をなしているのだ」「消費税は低所得層には負担が重く貯蓄が多い富裕層には有利な制度だ。累進課税の緩和で富裕層は所得税の負担も軽くなった。法人税も軽減一方だ。過去25年、日本はそうした逆進性が進み、格差が拡大した。問題は、本来、消費意欲のある若年層が消費できない点だ。その方向性を逆回転させないと真の消費喚起にはならない。生活者重視に切り替えるべきなのだ」と指摘しております。

消費税10%の決断ができなければ1,100兆円の借金の担保がなくなり、国債の暴落が起り、10%の決断をすればさらに景気が悪化し目も当てられない状況になります。自縄自縛に陥ったアベノミクスに未来がないことを指摘し、一般質問に入ります。

質問の第1点目、消防団員出動時の日当、いわゆる手当アップについてであります。消防団員がなかなかふえないというのが現状ですが、消防団員をふやすためむつ市はどのような努力をしているのでしょうか。私は、いろんな対策がありますが、出動時の日当、いわゆる手当を引き上げることがその有効な対策でないであろうかと考えております。

先日団員から、弁当代を引くと1,200円しか残らない、この時代に余りにも低過ぎる、何とかならないかという不満の声をお聞きいたしました。むつ市の考えをお聞きいたします。

次に、関連して何点かお聞きいたします。現在消防団員が出動した場合、日当、いわゆる手当は幾らになっているのか。そして、同じく市の職員が出動した場合、平均の日当、いわゆる手当は幾らとなっているのか。国は、どのような指針を示しているのか。消防団員の日当の経緯もお聞きいたします。現在の日当、いわゆる手当になったのはいつであり、前は幾らだったのか。今日当、いわゆる手当になった根拠は何なのか。国、県、他市町村はどのような状況になっているのか。最低賃金、青森県の最新は679円ですが、この最低賃金と比較して問題はないのかどうか。以上をお聞きいたします。

質問の2点目、生ごみの分別収集についてであります。アックス・グリーンの焼却炉は、あと8年で契約が切れることになっております。私は、前倒して契約は解除し、経費のかからない新しい炉を建設すべきと考えております。現在の焼却炉の年間維持管理費は12億円を超えております。東京の新しい炉は年間維持管理費がたったの2億円という新しい焼却炉が建設されております。全国でもトップクラスの財政負担となっているごみ問題は、財政が脆弱なむつ市にとっては待ったなしの解決課題であります。新しい炉の建設に当た

っては、ごみの4割を占める生ごみを分けるのか、分けないのかによって焼却炉の大きさが大きく変動いたします。現在1日80トンの焼却となっており、生ごみを分け、人口が減少するなどを加味すると50トン以下の焼却炉で十分間に合うという計算になります。私は、生ごみを分けて維持管理費のかからない新しい炉を建設するべきと考えております。むつ市の生ごみを分別して収集することに対するお考えをお聞きいたしたいと思っております。

質問の3点目、原子力発電所の災害時の避難計画についてであります。現在どのような状況になっているのでしょうか。100%市民が避難できる計画となっているのでしょうか。例えばむつ市で不足されると言われる約1,300台のバスは、すぐに手配できることとなっているのか、移動手段のない方、またそのような方の把握、病院や介護施設などに入院、入所されている方などはどのようにするのでしょうか。ヨウ素剤は各家庭に配布するのかどうか、むつ市のどの地域の方が青森市のどの施設に移動するのかが明確になっているのかどうか。私は、100%市民が避難できる計画であることを確認したうえで原発をどうするのかということを考えるべきであり、確認ができないならば、原発は推進するべきでないと思っておりますが、お聞きをいたします。

質問の4点目、政治姿勢についてであります。まず、憲法、地方自治法についてです。憲法は、国民のあらゆる権利を守っているものであり、国民が憲法によって制限されるということはありません。一方、憲法は権力を持つ行政などを縛り制限しているものであります。それゆえに国会議員初め公務員などが守らなければならない最も最高の法律であります。しかしながら、憲法が邪魔だとして憲法を守るべき最高の権力を持つ安倍内閣は、集団的自衛権を認めるなど憲法を拡大解釈したり、変えようとする動きをしております。むつ

市行政の最高の権力者となりました市長としては、日本国憲法についてどのような認識をお持ちでしょうか。そして、地方自治法についてはどのような認識をお持ちでしょうか、お聞きをいたします。

次に、公約についてであります。市長の公約は、むつ市が一番から始まり、元気、暮らし、教育、安全、魅力の一番と一番のオンパレードとなっております。私は、むつ市の現状から考えると、とてもかけ離れた公約となっていると思っております。

また、一番をそんなにむつ市民が望んでいるのでしょうか。私は、むつ市の地域性を生かした独自のむつ市にしかないものを目指すべきと考えております。いわゆるナンバーワンでなくオンリーワンでございます。ある市民は、原発推進のむつ市政は世界一かもしれないということをおっしゃいました。一番をオンパレードする公約となっておりますが、一番に固執する理由は何なのでしょう、お聞きをいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（山本留義） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 横垣議員の消防についてのご質問にお答えいたします。

消防団員をふやすため出動時の日当を引き上げることが有効と考えるが、市はどのような努力をしているのかについてですが、消防団は自らの地域は自らで守るという郷土愛護の精神に基づき、地域に密着しながら消防防災体制の中核的存在として地域住民から熱い信頼を受けているところであります。

しかしながら、少子高齢化による若年層の減少、就業構造の変化、地域社会への帰属意識の希薄化などの社会環境の変化に伴い、戦後一貫して減少してきており、火災発生時の初期消火活動を初め

災害防衛活動、住民の避難支援や被災者の救出など、地域における災害対応力の低下が懸念される所であり、当市に限らず全国的な課題になってきており、全国の消防団員の推移を見ますと、記録に残っております昭和31年から平成25年までに96万1,350人減少しております。むつ市では、合併時からことしの4月までに83名が減少しております。

このようなことから、市では事業所等に対する消防団活動への理解と入団促進を目的として、平成23年3月にむつ市消防団協力事業所表示制度を取り入れた所であり、現在52事業所が登録されております。災害時はもちろんのこと、平時においても団員の訓練参加の配慮などさまざまな協力をいただいている所であります。

また、平成24年3月には団員の減少を抑えるため、市消防団条例を改正し、団員の定年年齢を60歳から65歳に引き上げるなどの策を講じております。

今後も消防団活動を理解していただくため、市内の各事業所、公共施設、町内会等において消防団員募集のポスターの掲示やリーフレットの配布などのPR活動を継続し、団員確保に努めてまいりたいと考えております。

現在消防団員が出動した場合幾らの手当になっているのか、そして同じく市の職員が出動した場合、平均幾らの手当になっているのかにつきましては、市消防団条例において団員が災害警戒及び訓練等の職務に従事した場合は費用弁償、いわゆる旅費に当たる額として1日につき1,700円を支給している所ではありますが、市の職員及び消防職員は、市内各地に赴く場合の日当は一切支給されません。

国は、どのような指針を示しているのかにつきましては、消防団員に係る普通交付税の算定におきましては、1回の出動手当額は7,000円となっ

ておりますが、これは人口10万人、世帯数4万世帯の標準団体を想定して算出されたものであり、各自治体の消防団の実情や財政状況に即して単価が決められているものではないため、出動手当額は各自治体の裁量に任せられております。このことから、消防団員の出動手当を含めた報酬額等は、各自治体の条例で定められております。

消防団員の現在の日当になったのはいつであり、その前は幾らだったのか、また今日当になった根拠は何かにつきましては、当市における支給額は合併時に旧市町村で調整し、条例により定めて現在に至っております。合併以前は、旧むつ市が日額1,700円、旧川内町が年額4,500円、旧大畑町と旧脇野沢村が日額1,100円となっております。

国・県ほか市町村はどのような状況になっているのかにつきましては、国内の出動手当の状況を見ますと、平成23年4月1日現在における出動1回当たり全国の市町村条例の平均額は2,562円となっております。また、青森県内の状況につきましては、年額支給の黒石市を除いた9市の平成26年4月1日現在の出動1回当たりの平均額は1,741円となっております。

県の最低賃金と比較して問題ないのかにつきましては、現在の県の最低賃金は時給665円となっておりますが、費用弁償という性格上、比較することはできないと考えております。

消防団員の出動に対する支給額の増額は、団員確保という観点からも他の自治体の動向等も参考にしながら研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ごみについてのご質問にお答えいたします。議員ご承知のとおり、現在ごみ処理施設アックス・グリーンを所管する下北地域広域行政事務組合においては、平成34年度で契約期間満了を迎えるごみ処理施設の更新に備え、次世代のごみ処

理施設のあり方について検討を行っているところでございます。

生ごみにつきましては、飲食店やスーパーなどから生じる事業系の生ごみと、一般の家庭から生じる生ごみに分けられます。このうち食品ロスが問題となっている事業系の生ごみについては、食品リサイクル法により排出事業者自らがリサイクルへの積極的な対応を求められているところであります。一方、市が収集運搬を担っている家庭系の生ごみは、現状燃えるごみとして熔融処分しているところでありますが、議員ご指摘のとおり、燃えるごみ全体のおおむね3割から4割近くを占める生ごみの分別とリサイクルは、ごみの減量に大きな効果があることは十分認識しております。

市においては、従来からさまざまなアプローチでごみのリサイクルに取り組んでおり、生ごみの分別に関しても現在段ボールコンポストを活用した家庭でもできる生ごみの資源化の普及に取り組んでおりますが、まずはこのような取り組みを継続し、生ごみの減量と資源化についての意識高揚を図ってまいりたい、このように考えている次第であります。

しかしながら、生ごみを分別収集することになりますと、家庭でのごみ排出時点からの厳密な分別排出、ごみ集積場への容器設置と管理、生ごみ専用の収集運搬体制の構築などが必要となり、ごみを排出する市民の皆様へご苦勞をおかけし、当然ながら多額の費用を要することにもなります。

また、生ごみを含め多様なごみをどのように処理していくかということは、ごみ処理施設の規模や収集運搬の方法を決定する要因となり、建設に伴う経費に多大な影響を及ぼすこととなります。したがって、生ごみの分別処理についても検討事項の一つになるものと思っておりますが、人口減少と少子高齢化によるごみの発生量の減少傾向、さらには近年の食生活の変容などを踏まえますと、

堆肥や燃料ガスなどの再資源化された製造品を利用する受け皿があるかなども含め、慎重かつ幅広い検討が必要であろうかと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、避難計画についてのご質問にお答えいたします。本計画は、地域防災計画の原子力編、これに基づきまして、東通原子力発電所で原子力災害が発生し、放射性物質が放出された場合、またはそのおそれがある場合において、住民等が屋内退避や広域避難等の防護対策を迅速かつ円滑にできるような市の対応及び住民等の行動について基本的な事項を定めたものであります。

避難先につきましては、東通原子力発電所から30キロ圏内の住民を対象にして指定しており、川内地区の30キロ圏外の避難所に避難する宇曽利地区から川内方面の住民以外の住民は全て青森市へ避難することとしており、青森市の協力のもと、各町内会等ごとに避難先の施設を定め、市のホームページや市政だよりにより市民に周知しているところであります。

避難先については確保できたものの、移動手段であるバスの確保のほか、高齢者などの要配慮者の受け入れ先や医療機関、社会福祉施設等の避難計画の作成などが課題であると、このように認識しております。これらについては、当市に限らず計画を策定している他の自治体においても共通の課題でありますことから、県が調整役となり、県、関係市町村、警察等による避難対策検討会が本年7月に設置されたところであり、去る8月29日に県庁において第1回の検討部会を行ったところであります。

今回は、6部会のうち移動対策、情報連絡体制、受入体制の3部会を開き、課題を洗い出して今後の協議方針を確認しております。部会は、月に1回程度開くこととしており、本年度末に検討結果を取りまとめる予定となっておりますので、当市

といたしましては、検討会での結果を踏まえて避難計画を速やかに修正していくこととしております。

避難計画は、住民の安全確保という観点から非常に重要なものがありますことから、現時点における課題を一つ一つクリアし、できる限り実効性のある計画につくり上げていくことが先決であるものと考えております。また、下北半島という地理的条件も避難計画における大きなネックとなっておりますことから、下北半島縦貫道路など避難道路の役割を果たすインフラ整備についても、あらゆる場面を通じて国や県に対して求めてまいりたい、そのように考えております。

なお、安定ヨウ素剤については、東通村においては事前配布の方向にありますが、30キロ圏内のむつ市の地区においては事前配布は行わない予定であり、今後の検討部会において万が一の事態における配布のタイミングや配布方法等について協議していくこととしております。

次に、政治姿勢についてのご質問の1点目、憲法、地方自治法についてお答えいたします。憲法、そして地方自治法についての認識ということでございますが、日本国憲法につきましては、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という三大原理が掲げられ、個人の尊厳に基盤を置き、人権保障を基本とする国家の最高法規であるとともに、国家権力の作用に限界が置かれ、個人の権利や自由を保障するために国家権力が制約を受ける、こういう意味において近代立憲主義に基づくものであり、歴史的教訓を経て生まれた法規範であると、このように認識しております。

また、憲法には自由の基礎法、制限規範及び最高法規、こういった3つの特質があると言われております。すなわち、第1に憲法は、何よりもまず自由の基礎法であるとされています。これは、自由の規範である人権規定が憲法の中核を構成す

る根本規範であり、基本的人権こそが核心的な価値であると、このように言っているということでもあります。そして、自由の基礎法であるということは、憲法が国家権力を制限するという要素を持ち合わせていることを意味しています。さらに、憲法は国内の法規の中で最も強い形式的な効力を持つ最高法規であります。ありていに申し上げれば、国民個人の自由ないし基本的人権を尊重し、それを阻害するような国家権力を抑制する国家の最高法規であるということでもあります。

さらにまた、憲法第99条によりまして、「天皇又は摂政または国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とされており、ここに言うその他の公務員に私自身も該当するわけですから、憲法を尊重し、擁護する義務を負わなければならないことは当然に自覚しております。この点につきまして、私自身といたしましては、憲法の条文を持ち出すまでもなく、権力を恣意的に用いるということは思いもよらないことでもありますし、公正公平を旨として行政運営に臨むことは当然のことであろうかと考えております。

また、地方自治法につきましては、憲法第92条に掲げる地方自治の本旨に基づき、地方公共団体が国との間の基本的関係を確立することにより民主的にして能力的な行政の確保を図るとともに、健全な発展を目指すこととされておりますから、市民の皆様の福祉の増進等を図ることを基本とし、自主的かつ総合的に行政を担っていかなければならない、このように考えております。

したがいまして、私といたしましては、憲法の根幹を念頭に置きつつ、これを初めとする諸法を遵守し、行政のかじ取りを担うことは基本中の基本であると認識しています。加えて高齢者対策、医療、福祉の充実、子育て支援、教育の充実及び安全対策等市民の皆様の生活を守ることはもちろ

ん、地域経済の活性化にも配慮しつつ、特色のある施策を展開し、むつ市の将来が明るいものとなるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、政治姿勢についての2点目、公約についての一番に固執する理由は何かのご質問にお答えいたします。

まず、むつ市が一番、これは私の率直な思いであります。皆様方も同じでありましょうが、このふるさとむつ市を愛する気持ち、そしてその発展に無心かつ全力で尽くそうという思いは私自身は誰にも負けない、そのように思っております。そして、私は市長を目指すに当たって、何をこの自分とむつ市の目標に掲げるべきかについて考えました。そのときに、やはり道半ばにして公務の最中に倒れた前市長の夢、そして目標であったむつ市を日本のむつ市へということが頭をよぎりました。残念ながら、前市長にはなかった時間が私にはあります。私の使命は、その遺志とその夢を継ぎ、さらにそれを前に進めることだと自覚しています。この点でむつ市を元気、暮らし、教育、安全、魅力、さまざまな指標の中で1番にしたい、そうであると市民の皆様が感じられるようなまちづくりに励んでいきたい、そのような思いから公約に掲げたものであります。むつ市に生まれてよかった、むつ市を訪れてよかった、そういうまちづくりを実現していきたい、これは誰もが望んでいることなのではないでしょうか。

さらに私は、むつ市が一番好きだ、むつ市を一番愛しているという人、それは議員の皆様でもあり、市民の皆様でもあると思います。そうした方々の力を結集して、さまざまな課題に対処し、解決していくことが市にとって最も望ましい姿であろうと思うところであります。

また、あらゆる分野において行政指標として何を目指すのか、最終的には一番であると思いますし、それは分野に応じて現実的に下北の中で1番、

青森の中で1番、そして日本、より高く目標を持ち、その実現に向けて一生懸命に努力することが重要なことではないかというふうに考えているところであります。自分たちの今をより改善し、その結果、1番になれるようにしてまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） まず最初、消防団員の手当アップについて再質問させていただきます。

答弁にもありましたように、国のほうでは1回当たり7,000円、これを交付するというふうなことになっておりまして、総務省消防庁のホームページを見ますと、「支給額、支給方法は、地域事情により、必ずしも同一ではないものの、支給額の低い市町村においては、これらの支給を定める制度の趣旨にかんがみ、引上げ等適正化を図る必要があると言えます」というふうな文言を書いております。そこで平均額とかいろいろ聞くと、むつ市そう極端に低いというわけではないのですが、ただやはりそれに甘んじてはいけません。冒頭でも私は言いましたけれども、また比較はできないと言いましたが、最低賃金は今新しいのは679円、これの3時間弱分の手当でしかない。でも実際出勤となると、もう一日いっぱいとか、朝から晩までという場合がありますし、そういう方に対してやっぱり1,700円というのはかなり低過ぎるというふうに私は考えますので、実際三沢市のほうは若干引き上げたというふうなことが最近ありましたので、ぜひ市長、ここはそういう意味では3時間弱しかないのです。本当にそれこそ命にかかわる形で出勤する方に対してやっぱり1,700円というのは余りにも低過ぎると。先ほど憲法、地方自治法でも言いましたが、地方自治法は、その自治体で独自に決める権限を持っているのです。何も周りのほうに合わせる必要とい

うのものないし、独自の施策でいいことをどんどんやることができる、そういうのが地方自治法の中で保障されておりますから、ぜひむつ市の災害救助だとか防災、安全のために奮闘している方に、やはり1,700円は低過ぎると、実際そういう苦情も私聞いておりますので、そこの引き上げの検討をぜひお願いしたいのですが、再度答弁をお願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私もこの市長就任以来、消防団の方々とは何度かお会いさせていただいております。また、操法大会も見させていただきました。本当にこの地域を、自らの地域は地域で守るという郷土愛護の精神に基づいて日ごろから訓練をし、本当に鍛えられていると。実際に災害のときには自ら出ていってしっかりと対応していただくということに関しては、私本当に敬意を持って遇しないといけないというふうには思っているところであります。

一方で、この問題意識が、要するに手当を上げれば団員がふえるのではないかというのは私はちょっと違うのではないかなと思っておりまして、いろんなところでお伺いしていると、やはり消防団員というのがどういうふうなお仕事をして、災害時にはどういうふうな役割を担っているのか、そういうことをもう少ししっかり地域の人なりに理解してもらおうということのほうが、より団員をふやすというふうな政策の目的には資するのではないかというふうに考えているところです。ご案内のとおり、財政の事情もありますので、ただちにこれを、この手当を上げるということにはならないかというふうに思います。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 財政上のこともあって、なかなか上げれないというふうな答弁ですが、ちょっ

とここでお聞きしたいのですが、この交付、手当が1回当たり7,000円ということになっておりますが、先ほど10万人で4万世帯が基準だということではありますが、これ実際むつ市の場合、この7,000円が、では幾ら来ているのでしょうか。これちょっと事務方のほうにお聞きしたいと思いません。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 普通交付税のほうで幾ら来ているかというお尋ねだと思います。普通交付税につきましては、平成25年度におきまして、総額で103億3,629万3,000円の交付になってございます。議員ご承知のように、普通交付税につきましては、標準的にかかるであろう需要額、これに対して市税等の一般財源が不足する公共団体において国のほうから交付されるものでございます。ですから、あくまでも不足分ということでの解釈でございますけれども、この中で普通交付税で来ていると単純に試算されます額につきましては、この非常備消防ということに係る経費としては当市においては約6,000万円くらいというふうに現在のところ試算しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ということで、こちらのほうで大体このぐらいの出動手当が必要だということ、国のほうにそういう申請を出せば、差額だとかそれなりのものが来ることになっているのです、市長。それでは、余り財政のことが理由で引き上げられないというのはやっぱりちょっとおかしい論理かなというふうに思いますので、ぜひここはもう少し精査して、実際引き上げているところがあるわけですから。平均が1,741円、全国では2,562円ですから、多いところもあれば少ないところもあるということで、やっぱり多いところは実際そういう財政の問題がなくて国のほうから

それなりに交付金が来るということでやっているわけですから、そこのところもう少し精査して、また今後検討してもらいたいなというふうに思います。

さて、次であります、生ごみの分別収集については、市長も答弁でおっしゃいましたように、大変大きな問題です、次の焼却炉まで8年しかないのです。生ごみを例えば分けないとしたとしても、土地の問題だとか設計だとかどうだとかという、5年は優にかかるとは思います。もし生ごみを分けるとなると、先ほど市長も答弁でおっしゃいましたように、市民にいろんな啓発活動をしないうちに動かないものから、それを考えると、やっぱり三、四年市民の意識を持ってもらうには時間がかかるかなというふうに思っておりますから、今すぐそういう意味で判断をして、分けるのか、分けるのであれば、もう今から行動しないと、もう8年後の新しい炉には間に合わないという、そういう今は時期に来ておりますので、それこそ今市長に就任したばかりで、こういうことをせかせるには本当に申しわけないのでありますが、やることはたくさんあります、今このむつ市には課題がたくさんありまして、医療の問題もあります、そういう意味では、このむつ市の一番大きい出費の一つが焼却炉の出費なのです。これが例えば今、実際いろんな自治体と共同で負担しておりますが、むつ市のこういうごみに対する負担は確かに12億円以上、いろいろかかっております。それが例えば半分だとか、6億円だか3億円になればかなりお金が浮くということになりますから、ぜひこのところ市長、十二分検討してもらって、ぜひ生ごみを分けた形で私としては取り組んで、そういう流れに今全国的に今なっておりますので、検討してもらいたいなと、これを強く要望しておきたいと思っております。やる課題はたくさんありますので、本当に申しわけないのでけれども、

そこは若さで頑張ってもらいたいなというふうに思っております。

さて、次の3点目であります、原子力発電所災害時の避難訓練についてですが、市長もおっしゃいましたように、いっぱい課題がある。バス手配だとか、高齢者、病院に入っている人をどうするのか。これは、月1回ぐらいの会合で、年末にはそれなりの取りまとめをするというふうな答弁であります、そこで私は壇上でちょっとお聞きしたのですが、お答えがなかったものから、改めてお聞きしたいのですが、こういう避難計画が、私はきちんと100%市民が安全に避難できますよというのが確認できないうちは、やっぱり原発推進というふうな旗を立てるべきでないというふうに私は主張させてもらったのですが、そういう立場でこの避難計画は向かっていくのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、何を以て100%とするかということなのですけれども、今の避難計画においても、これを時間がかかるとか、あるいはバスの台数ただちにはできないということがあったとしても、これをうまく運用すればしっかり避難することができることになる可能性もあるわけであり、我々としては、今のつくっている避難計画を、これ前提としながら、まさに100%というか、しっかりとした計画に近づけるために県と議論しているところであり、それがことし、今年度末には新しい何らかの方針が出ると、それに合わせて避難計画を変えていくという方針でありますので、その内容を見ながらということだというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 内容を見ながらというか、今

の避難計画でも対応の仕方によっては十分可能なようなニュアンスの答弁で、私としてはやっぱり避難計画が今全国でもかなり問題になっているのです。それこそ前は10キロ圏内に義務づけられたけれども、今は福島、ああいうふうな事故が起って30キロに広がって、それこそ今函館市が大変心配しているわけです。函館市の観光収入というのは物すごい比率を占めるものですから、それこそ風評被害、もう何かがあれば、そういう観光客は一人も来なくなる。これちょっと極端ですけども。そういうことで、今函館市が漁協の組合長だか町内会長、それから商工会、あらゆる団体が大間原子力発電所は永遠に凍結してほしいというところで、今裁判も起こしているのですが、そういう形で今大きな問題になっていることに対して、市長としてもやはり、このむつ市にもそういう立場でかなり不安を持っている方がふえているのです。ですから、それに応える意味で、やっぱり避難計画を100%、一人の命も失ってはいけないような立場で避難計画をしっかりと確認したうえで原発を推進するかどうかという、そういう判断に立つべきではないかなと私は思うのです。そのところ、もう少し、今の段階でも原発は推進するという立場でよろしいのかどうか、そのところは確認させていただきます。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

今の時点で原子力政策、原発とおっしゃいましたけれども、原子力政策を推進するのかということでもありますけれども、私はやはり今の国際情勢や国の経済情勢を見ますと、これはしっかりと国に協力していかなければいけないという立場であります。一方で、議員ご指摘のとおり、住民の方々、この地域に住む皆様に安全と安心をお届けするのも、お届けするというか、安全と安心を確保するのも私の大きな使命であります。ですから、

私はこの避難計画について少しでも早くしっかりとしたものになるよう、しっかりと、皆さんから安全だ、安心だと思われるものになるよう県と協力してつくっていききたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 原発は国に協力して推進をしていくという立場は確認はできました。

それで、6月9日に東通原子力発電所が今の新しい規制基準に基づいて安全審査の申請をしようとして県と東通村に事前了解を求めたのです。そして、9日には、1日ぐらいの間隔で、もうすぐ次の日という感じで、青森県と東通村が事前了解を了承したのです。かなり早いなというふうに、早過ぎるなというふうに思いまして、いろいろ新聞報道を見ますと、結局県のほうは全部国にお任せだというふうな立場だというのが新聞で批判されるような記事が書かれておりましたが、私はこういう立場は、実際地元の市長、宮下市長としては、やっぱり市民の不安を解消する意味で、そういう立場で、県の立場でいいのかどうかというのは考えてもらいたいなというふうに思うのです。

全国で、例えば女川原子力発電所、同じ東北電力で女川原子力発電所があるのですが、この地元では県と女川町と石巻市、これで安全性をめぐる宮城県と立地2市町は、原子力などの専門家から意見を聞く独自の検討会をことしの10月、来月にも設置することを決めて、そういう意味では住民に十二分納得してもらおうというか、そういう形のこういう検討会を立ち上げて、いろいろ住民の立場だとか意見だとか、また国のほうの説明だとか、そういうのを聞いて検討する会を立ち上げてこの女川原子力発電所に対してはどうするのかという、やっぱりこういうスパンで今取り組もうとしているのです。私はぜひこういう立場を、こ

ういうことはやっぱり宮下市長は提案してほしい
なと思っているのです。東通村とむつ市と、これ
下北半島全部でもいいです。自治体の長と県とで
こういう検討委員会を立ち上げるというふうなこ
とをできないかなと、提案してもらえないかなと
思っているのです。

実際そういう検討委員会を立ち上げているの
は、日本全部で7つか8つぐらいの県で立ち上げ
られているみたいです。新潟県の泉田知事が、結
構今の新しい規制基準に対して、これは不十分だ
とか、そういうものを言っているのは個人の見解
ではないのだなというのは十分わかりました。新
潟県ではそういう検討委員会を立ち上げて、専門
家でこの規制基準を結構検討しているのです。だ
から、その中で泉田知事はその声を代表してああ
いうふうな記者会見をしたり、廣瀬東京電力社長
と会見したりしていたというのがわかりました。
ですから、こういう検討委員会、今全国で7つか
8つぐらいのところでは立ち上げられているので、やは
りこの地域でもそういうのを立ち上げてもらい
たいなと。そこのところの市長のお考えをお聞き
したいなと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、新規規制基準、適合性審査申請の事前了解
ということなのですが、これは県、東通村、
それから事業者で締結している安全協定に基づい
て行っているということですので、県、東
通村のほうで審査内容を精査したうえで了解して
いるものだというふうに考えています。今回の事
業者からの事前了解願いについては、県や東通村
において、その内容が既存設備の機能や性能に影
響を及ぼさないことを確認したということから了
解したと伺っておりまして、その判断については
私は尊重すべきものだというふうに考えていま
す。

また、今議論になりましたけれども、申請の了
解イコール再稼働容認ということではなく、再稼
働は規制委員会の判断も踏まえて関係自治体の理
解と協力を得ながら政府が行うべきものであると
考えております。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 政府と関係自治体が判断する
べきだというふうな答弁であります。そういう
ふうな検討委員会をぜひ設置してほしいなと、提
案してほしいなと、市長として。ここの地域の取
りまとめがむつ市の市長で、やはりかなり市長の
動向は大きな影響を与えますので、市長が提案す
れば大体実ると思います。市長としてはこういう
検討委員会をぜひ立ち上げて、全国でも7つ、8
つぐらいの地域で立ち上げられておりますし、何
もこれは簡単に反対とかというふうな検討委員
会でないのです、市長。だから、それなりの疑問
点を、専門家の人たちの意見を聞く場なのです。
それをただ住民に情報提供していく、そういうふ
うな場ですので、何も反対というだけの目的の場
ではないので、そういうものをやはり設置してい
くことがそれなりに住民の不安に答える最もベ
ストな方法ではないかなと。実際に全国で、もう7
つ、8つの地区ではつくられておりますので、そ
このところ、再度もう一回市長のお考えをお聞
きしたいなと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

住民の不安に答えるということなのですが、
これはまずは第一義的には事業者がしっかりと住
民に説明することだというふうに考えておりま
す。その点、この東通原子力発電所の事業者であ
る東北電力がしっかりと住民に説明すべきこと
だというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ということは、むつ市自身としては、そういうところには関係しないと、事業者と地元でもう決めればいいということの答弁であるというふうに私は判断いたしますが、それではやはりむつ市民の不安は解消されない。やっぱりむつ市自身がどういうふうな、それこそむつ市も青森県と同じように国に丸投げで安全だとか、そういうものについては事業者と国が専決的に全て責任を負うべきだと、むつ市はそういうところには関係しないという、それは青森県の立場もそうなのですから、それと同じ立場ということではよろしいのでしょうか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

私先ほど申し上げたのは、第一義的には事業者がというお話をさせていただきました。必要に応じて市としても説明すべきことがあれば説明をしていくということでございます。

それから、安全かどうか、この判断でありますけれども、これは今専門的な機関であります原子力規制委員会、原子力規制庁に委ねられているということです。まずはその判断を待つということが我々のスタンスではないかと思えます。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） むつ市も説明するべきときには説明するというふうな答弁であります。多分今の得ている情報だけでそのときは説明すると思うのです。それでは、やはり今市長は原発推進派なのです。そういう原発推進のスタッフをそろえているところの情報を逆に市民はどういうふうに聞くかということも考えてもらいたい。だから、この検討委員会というのを立ち上げれば、そういう推進でない中立の方もいっぱい取りまとめてそのメンバーとするわけですから、当然信頼

度はぐっと増すわけです。だから、市長は必要があれば説明すると言うけれども、その推進の立場の説明しか私はできないと思うのです。それではやっぱり市民としては全然不安は解消されない。だから、日ごろ中立的な立場の方も含めてそういう検討委員会を、いや、県に提案しなくても、むつ市内でその検討委員会を立ち上げ、むつ市の行政で、むつ市で独自にそういう検討委員会を立ち上げるということも十分可能です。だから、そういうものも含めて、やはりこれからこういう原発問題については取り組んでいくべきではないかなというふうなことを言っているのです。そのところ、再度ちょっとお聞きしたい。市長についたばかりで、いろんな大きい課題があって本当に大変なのですから、そこはやっぱり若さで突破してほしいなど。ちょっとご答弁お願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、やはり安全安心であるということをしつかり説明するということが私は重要であると繰り返し述べています。そのあり方、どうやってやっていくかということについては、まずやはり事業者側から説明をしていただき、それから原子力規制庁、規制委員会の判断があり、その結果を踏まえて我々として説明をすべきところは説明をしていくというスタンスでやらせていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） ぜひ話しするときにあれば話しするということですが、その前提としてこのような検討委員会なるものを設置したうえで、そのような場を設けてもらえればというのは、再度、再々度要望して次の質問に移りたいと思えます。

最後の質問であります。政治姿勢についてです。市長の答弁は、本当に私の思っているとおり

の内容でありまして、そのような姿勢で憲法を守って、地方自治法の精神にのっとりこれからそれこそ行政の最高の権力者となった市長としてはそういう立場で、憲法の立場というのはやっぱり国民、市民、住民の立場に立つということですので、ぜひそういう立場で市政運営を行ってほしい。公平公正に期した行政運営を行ってほしいという、本当にこれは切に要望したいと思えます。

そして、最後のほうの公約についてであります。市長は本当にむつ市が一番、元気で一番、暮らしで一番、教育で一番、安全で一番、魅力で一番、それは市長の思い入れというか、この郷土に対する強い思いというのがここにあらわれているというふうな答弁であります。ただそこで大きいことを言えばいいという問題でもまたないなと。やはり市長として確実に、それこそ市民が、あしたはまたきょうよりよくなるな、来年はまたことしよりよくなるな、そういうむつ市を実際やっぱり実現しなくてはいけないと思うのです。一番、一番と掲げて、寿命が一番短いとか、そういう地域でもありますので、そういう下から一番というののがくんと落ちていくような一番にならないように、本当に市民があしたはよくなる、きょうよりはよくなるというふうな形の着実な市政を行っていくうえでは、こういう公約というのはちょっと余りにも飛び過ぎているなというふうな感じを私は思いますものですから、そのところ、ただ思いだけではなくて、着実にあしたはよくなるというふうなところの市長の具体的な自分のスタンスというのをちょっとお聞きしたいなと。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 私の一番ということに関する思いを述べさせていただきます。

私は、この選挙戦を通じて申し上げていたのは、むつ市を何とか発展をさせたいということであり

ます。この発展というのは、私自身は日々の市民の皆様の暮らしの向上、その積み上げの上にあるということも一つ訴えてまいりました。そのことは、すなわち高齢者対策にしましても、教育にいたしましても、きょうよりもきょうのほうがいい、きょうよりもあしたのほうがいい、あしたのほうよくなる、そのことを着実に積み上げていけば、必ずいつの日か一番になれる、そういう思いで一番というふうにやらせていただいておりますので、何とぞご理解いただければと存じます。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 私自身も本当にきょうよりあす、ことしより来年がよくなる、そういうむつ市を願っておりますが、なかなかそうならない。なかなかならない。例えば人口がどんどん、これは全国の現象ですけども、減っているし、やっぱり就職先がない、漁業をやっていれば漁獲量が減っているとか、例えば下北地域が青森県内でも一番農業者が少ないのです、3%しかない。青森市はああいう都会であってもむつ市よりも農業者が多いのです。そういう意味で、むつ市が一番順番としては下位のほうが多いというのを市長も十分認識しながら、本当に引き上げてもらうようなことをしてもらいたい。

そこで……

○議長（山本留義） 横垣議員、時間が来ていますので、まとめてください。

○2番（横垣成年） あと5分。

○議長（山本留義） いえ、終わりです。

○2番（横垣成年） はい。そういうことで、こういう市長の思いを、あしたはよくなるという形で、実際行動で今後示してくださることをお願いをして一般質問を終わります。

以上です。

○議長（山本留義） これで、横垣成年議員の質問

を終わります。

◎散会の宣告

○議長（山本留義） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明9月6日及び7日は休日のため休会とし、9月8日は工藤孝夫議員、鎌田ちよ子議員、浅利竹二郎議員、菊池光弘議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時00分 散会